

令和5年第3回定例会

孺恋村議会会議録

令和5年6月6日 開会

令和5年6月16日 閉会

孺恋村議会

令和5年第3回孺恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第5号の上程、説明、質疑	8
○報告第6号の上程、説明、質疑	9
○報告第7号の上程、説明、質疑	11
○報告第8号の上程、説明、質疑	12
○報告第9号の上程、説明、質疑	13
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	14
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	15
○同意第4号の上程、説明、質疑、採決	16
○議案調査について	16
○議案第27号の上程、説明	17
○議案第28号の上程、説明	20
○議案第29号の上程、説明	21
○議案第30号の上程、説明	22
○議案第31号の上程、説明	22
○議案第32号の上程、説明	23

○議案第 3 3 号の上程、説明	2 3
○請願書、陳情等の委員会付託について	2 4
○議員派遣の件について	2 4
○休会について	2 5
○散会の宣告	2 5

第 2 号 (6月12日)

○議事日程	2 7
○本日の会議に付した事件	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 7
○事務局職員出席者	2 8
○開議の宣告	2 9
○議事日程の報告	2 9
○議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	4 0
○議案調査について	4 1
○議案第 3 4 号の上程、説明	4 1
○議案第 3 5 号の上程、説明	4 2
○議案第 3 6 号の上程、説明	4 4
○議案第 3 7 号の上程、説明	4 5
○議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	4 7

○議案第 37 号の質疑、討論、採決	48
○休会について	48
○散会の宣告	49

第 3 号 (6月16日)

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○欠席議員	51
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
○事務局職員出席者	52
○開議の宣告	53
○議事日程の報告	53
○請願書、陳情書等の審査報告について	53
○一般質問	56
土屋幸雄君	56
大久保守君	74
伊藤洋子君	93
大野克美君	108
石野時久君	116
下谷彰一君	118
○閉会中の継続審査申出について	124
○閉議及び閉会の宣告	124
○署名議員	125

令和 5 年 第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第3回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和5年6月6日(火) 午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 5号 令和4年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 6号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 7号 令和4年度嬭恋村上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 8号 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 9号 令和4年度嬭恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第10 同意第 2号 嬭恋村監査委員の選任同意について
- 日程第11 同意第 3号 嬭恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第12 同意第 4号 嬭恋村農業委員会委員の選任同意について
- 日程第13 議案第27号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第28号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第29号 嬭恋村税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第30号 嬭恋村愛する嬭恋寄附条例の一部改正について
- 日程第17 議案第31号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第32号 嬭恋村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第19 議案第33号 工事請負契約の変更について
- 日程第20 請願書、陳情等の委員会付託について
- 日程第21 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	滝沢勇司君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	黒岩建五郎君
教育委員会 事務局長	目黒康子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	土屋和久	書記	横沢右京
--------	------	----	------

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

議会の新体制発足後、初めての定例会となります。皆様のご協力によりまして有意義な協議を行っていきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和5年第3回孺恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、伊東正吾さん、下谷彰一さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、5月31日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

土屋議員。

〔議会運営委員長 土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、5月31日、委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、令和5年第3回議会定例会の運営について協議をいたしました。第3回議会定例会の会期は6月6日から16日までの11日間とし、村内公共施設の視察を8日に実施することに決定いたしました。また、一般質問の通告期限は12日午前10時といたしました。

提出予定案件は、報告5件、同意3件、議案は、中日提案の4件を含む11件です。

主な内容といたしまして、一般会計予算、特別会計など繰越計算書の報告5件、選任の同意、令和5年度会計補正予算、条例の制定1件、改正3件、工事請負契約の締結及び変更についてが予定されております。

当局から提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの要望があり、6日の議会終了後、全員協議会において行うことに決定をいたしました。

次に、各常任委員会及び各特別委員会は6月7日に開催することを決定いたしました。請願、陳情書については、請願2件、陳情3件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表の配付のとおり、付託することに決定をいたしました。

また、16日に行われる議会一般質問について、これまでと同様に一問一答で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書3月から5月分を受理しましたので、配付のとおり報告をします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに3月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議長の許可を得ましたので、行政報告をさせていただきます。

このたびの統一地方選において5期目の当選をさせていただきました。村民の皆様には厚く御礼を申し上げますとともに、その重責を思うと身が引き締まる思いであります。初心に戻り謙虚に、そして確実に前に進む村政を行ってまいります。1期目は財政再建に取り込み、2期目は学校再編を実現し、3期目は義務教育の無償化及び福祉の充実、上信自動車道の整備促進、そして、4期目は台風災害からの復興と新型コロナウイルス感染症からの脱却を図ってまいりました。ようやくパンデミックが終息し、社会経済活動が復活する状況となってまいりました。5期目の政策課題として、まずは地球的な規模で環境を重視した持続可能な地域社会づくりを目指してまいります。人々の生存や日常生活に欠かせない食料やエネルギーの視点から産業の発展と村民の幸福度の向上を目指してまいります。

当面する直近の政策課題についてのご報告をさせていただきます。

第1点目、国道144号、孀恋橋、現在、片側通行であります。過日6月2日、台風2号によりまして全面交通ストップという状況になりましたが、翌日の夜に解除されましたので、ご報告申し上げます。

2点目、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の件でございますが、担当が今整備をし、準備をしております。6月の下旬から順次65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療従事者、介護従事者等から始める予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

3点目、3月28日に浅間山噴火警戒レベル、現在2となっております。現在も警戒レベルは2でございますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

第1次産業の関係でございますけれども、現在、技能実習生特定技能1号を含めまして

388名の方が第1次産業に従事し、順調にキャベツの生産が進んでおります。今年目標をぜひとも議会と皆さんとも協力しながら、しっかりと生産者の皆さんのために、また村の基幹産業のために頑張ってもらいたいと思っております。

第2次産業の関係でございますけれども、6月1日現在までに入札が現在3回の9件行っております。金額ベースで1億1,499万円という状況でございます。

観光関係でございますが、直近の1月から3月のレベルでございますけれども、対前年で107%という状況でございます。万座が対前年137%、鹿沢が91%、浅間高原が118%、バラギ高原が82%、ばらつきはございますけれども、全体では107%という状況になっております。今後も観光振興をしっかりとバックアップをしてまいりたいと思っております。

5期目に当たりましての重要政策課題について取り上げたいと思います。

まず上信自動車道の整備促進を図ります。令和5年度当初予算は群馬県施工分が65億円で、国直轄分が20億円、高規格道路のアクセス道路分が8億円で、合計93億円が確保できました。プラス補正で約20億円が追加されましたので、全体では前年度は123億円の予算が確保できました。今後は長野原から鎌原までの令和11年度完成を着実に進めるため、また、鎌原から田代までの整備区間への格上げと鳥居峠から長野県サイドの調査区間への格上げを強力にお願いしてまいります。

次に、公共施設再編整備の促進を図ります。新婦恋会館は約300席を備えたホールを中心に、避難所としての機能を持った文化振興の拠点施設として令和7年度末をめどに完成する予定でございます。商工会が入る建物につきましては令和5年度の完成予定で進めてまいります。その後、役場庁舎の建替えをはじめ、約100ある村所有の建物を約70に統合する予定となっております。財政規律を守り、中期計画に従いまして着実に推進してまいります。

なお、今議会におきましては公共施設特別委員会の設置を議会のほうでお決めいただきました。しっかりとアカウンタビリティ、説明責任を果たしてまいりますので、車の両輪となって公共施設の再編にしっかりと取り組んでまいりる所存でございます。

次に、産業振興でございますが、農業と観光の産業振興をしっかりと努めてまいりたいと思います。今日の婦恋は日本一のキャベツの産地です。農林水産省のみどりの食料システム戦略の補助事業をしっかりと活用したICT技術の活用や農業農村整備事業の推進を図り、環境に配慮した持続可能な産地を後世に引き継いでまいります。また、婦恋は豊かな自然と温泉に恵まれております。今後も地域おこし協力隊の協力も得て、インバウンドを含めた観光振興を積極的に推進してまいります。

なお、本件につきましても今議会におきまして観光振興の特別委員会を議会のほうも設置していただきました。しっかりと車の両輪となって、しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、子育てに先進的な村づくりを目指します。憲法26条には義務教育はこれを無償とすると規定されております。嬭恋村では平成28年から群馬県内で最初に給食費を無料としてきました。通学費や保育料も無料です。今年の4月からは高校生まで医療費は無料としました。また、子供たちが英語を話せる村づくりや時代に対応したG I G Aスクールの推進も支援してまいります。今後も子育てしやすい村づくりを積極的に目指してまいります。

次に、誰もが安心して暮らせる村づくりを目指します。憲法25条には生存権が規定されています。暗いところに光を、弱いところに力を、揺りかごから墓場まで、障害がある方や高齢者など誰もが安心して暮らせる福祉社会を目指します。

また、村内の65歳以上の方は3,450名ほどとなり、高齢化率も38%を超えてきました。高齢者の健康寿命の増進を図り、誰もが健康で文化的な生活ができるよう努めてまいります。

続きまして、持続可能な開発目標、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、SDGsでございますが、17の世界的目標、169の達成基準からなる持続可能な開発のための国連で定める国際的な開発目標でございます。ミレニアム開発目標が2015年に終了することに伴いまして、2015年9月25日の国連総会で採択されました持続可能な開発のための2030アジェンダに記述された2030年までの具体的な指針を積極的に推進してまいります。

嬭恋村ではこの目標の達成のために、嬭恋村人権宣言条例の制定や環境を守る5つのゼロ宣言を行ってまいりました。今後は未来の大動脈である上信自動車道の整備促進と嬭恋村の将来像であるグランドデザインを確立してまいります。少子化社会、高齢化社会、自然災害の多発化、激甚化する社会の現在から嬭恋村の未来のあるべき理想社会の構築のグランドデザインを策定してまいります。上信自動車道、鎌原観音堂周辺整備、嬭恋会館の新たな建設、役場庁舎の建設、青山地区の整備計画や自然環境の保全や自然エネルギー等が検討課題だと思っております。5期目を迎えます、その責任の重要さ、重大さを実感しております。より謙虚に、より強いリーダーシップで村を前に進めます。村民の村民による村民のための村政を着実に前進させます。最大多数の最大幸福を目指します。

議会に対しましては、二元制の原則を尊重いたしまして、アカウンタビリティ、説明責任を議会並びに村民に対してしっかりと果たしてまいりたいと思っております。議員の皆様の特段のご理解、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

ます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、報告第5号 令和4年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第5号 令和4年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由を申し上げます。

別紙のとおり、令和4年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 報告第5号 令和4年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、詳細説明をさせていただきます。

2枚目をご覧いただきたいと思います。

まず左側のほうからいきます。2款総務費、事業名、地域交流センター管理事業、翌年度繰越額590万円、これは駐車場の工事になります。

6款農林水産業費、村単土地改良事業890万円、こちらは農業用施設補修工事になります。小規模農村整備事業9,591万1,000円、農作業路、排水路整備工事であります。農地耕作条件改善事業1億4,097万8,000円、こちらは獣害柵等になります。鎌原観音堂周辺整備事業1,200万6,000円、こちらは地方創生推進交付金を使いましてPR動画の制作を行うものです。林道維持管理事業276万円、こちらは林道栈敷山線ののり面補修工事になります。

7款商工費、商工振興事業7,025万円、こちらは商工会の建設工事関連になります。

8款土木費、村道維持管理事業733万4,000円、こちらは村道芦生田中央線の道路改修工

事になります。橋りょう整備事業6,182万8,000円、こちらは古永井橋、鳥居川橋、石津橋、熊野大橋設計、小柳沢橋、泉沢2号橋、大前橋の工事になります。道路改築工事1億5,274万3,000円、こちらは村内全体の村道補修工事になります。村営住宅の管理事業115万円、こちらは消耗品と消火器等の購入になります。

9款消防費、消防施設整備事業275万円、こちらは第7分団の詰所の設計委託費になります。

10款教育費、スクールバス運営事業170万円、こちらはスクールバスの安全装置の購入費になります。小学校の統合事業870万円、こちらは旧田代小の裏の道路拡幅の負担金、それから、同じくプールから神社までの拡幅を行うというものの工事費になります。続いて、新婦恋会館建設事業1億488万1,000円。郷土資料館増改築事業652万5,000円、こちらは防水改修工事になります。

11款災害復旧費、村道災害復旧事業110万円、こちらは土地購入と物件の補償費になります。河川災害復旧事業3,038万4,000円、こちらは鎌原の濁沢、大笹の泉沢ほか1河川、小武沢の河川災害復旧工事になります。

一番下の合計額では7億1,580万円、財源の内訳ですが、国庫支出金が6,710万9,000円、県の支出金が1億4,858万3,000円、地方債が1億9,960万円、その他、こちらは分担金、負担金、それから基金の取崩しになりますが、3,470万3,000円、一般財源が2億6,580万5,000円です。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これをもちまして、令和4年度婦恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、報告第6号 令和4年度婦恋村簡易水道事業特別会計予算

繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第6号 令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由を説明させていただきます。

このことについて、令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第6号 令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、詳細説明をさせていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、事業名、簡易水道整備事業、金額9,906万6,000円、翌年度繰越額286万3,000円。財源内訳としましては、未収入特定財源の地方債280万円、一般財源6万3,000円でございます。

内容は、村道田代地区3号線、旧田代小裏の道路改良工事に伴う配水管布設替え工事でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第6号 令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、報告第7号 令和4年度孺恋村上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第7号の提案理由を説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づきまして、予算を繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第7号 令和4年度孺恋村上水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明させていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和4年度孺恋村上水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費の繰越額、第4款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、孺恋村上水道配水管布設替え工事（村道赤川分去線）、予算計上額1,100万円、支払い義務額は0円、翌年度繰越額1,100万円、財源内訳としましては、損益勘定留保資金1,100万円でございます。

内容は、村道赤川分去線、別荘のロイヤルパーク付近の道路改良工事に伴う配水管布設替え工事でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第7号 令和4年度孺恋村上水道事業会計予算繰越計算書の報告については終わります。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、報告第8号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第8号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由を説明させていただきます。

このことについて、令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第8号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、詳細説明をさせていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、第1款下水道費、第2項下水道事業費、事業名、公共下水道事業、金額4,601万3,000円、翌年度繰越額1,900万円。財源内訳としましては、未収入特定財源の国庫支出金1,046万円、地方債850万円、一般財源4万円でございます。

内容は、孺恋村水質浄化センター電気計装工事で、各種電子機器の納入遅延によるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第8号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第9、報告第9号 令和4年度嬭恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第9号 令和4年度嬭恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、提案理由を説明させていただきます。

別紙のとおり、令和4年度嬭恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 報告第9号 令和4年度嬭恋村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、詳細説明をさせていただきます。

2枚目をご覧くださいと思います。

左側ですが、11款災害復旧費、事業名、災害復旧事業、中ほどの翌年度繰越額6,236万円でございます。この内容ですが、運動公園の野球場の周りのU字溝工事、それから吾妻川脇の沈砂池のほうの工事になります。

財源の内訳ですが、地方債6,110万円、一般財源が126万円であります。地方債につきましては、災害復旧事業債ということで充当率が100%、このうち今年度地方交付税で約50%が措置をされる予定です。

右側の説明ですが、大規模災害復旧のため、労力、材料等の不足により不測の日数を要したことによるものでございます。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第9号 令和4年度孺恋村一般会計予算事故繰越し繰越し計算書の報告については終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10、同意第2号 孺恋村監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第2号 孺恋村監査委員の選任同意について、提案理由を申し上げます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、小林伸一。住所及び年齢につきましては記載のとおりでございます。

小林伸一様は、商工会の事務局長を歴任され、高い見識と豊かな経験を有しております。現在の監査委員が令和5年6月13日で任期が満了となるため、新たに選任するものでございます。慎重なるご審議上、ご同意賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、同意第3号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第3号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由を申し上げます。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、横沢宇内。住所及び年齢につきましては記載のとおりでございます。

横沢様におかれましては、宅地建物取引主任者の資格を持ち、業界の婦恋支部長等長い間歴任なされ、高い見識と豊かな経験を有しております。

現在の固定資産評価審査委員会委員が令和5年6月30日で任期が満了となるため、新たに選任するものでございます。慎重なるご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12、同意第4号 婦恋村農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第4号 婦恋村農業委員会委員の任命同意について、提案理由を申し上げます。

婦恋村農業委員会委員の任期は令和5年7月19日をもって満了となることから、新たに任命することにつきまして、各地域からの推薦をいただいた方及び団体の推薦をいただいた方につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。慎重なるご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。本日提出されました日程第13、議案第27号から日程第19、議案第33号までの各議案につきましては、本日、提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、各議案の審議は12日に行うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号までの各議案は、本日から再開日まで議案調査といたします。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第13、議案第27号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第27号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）につきまして、説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ1億9,477万6,000円を追加させていただき、歳入歳出総額80億6,687万6,000円とするものでございます。

まずは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしまして、低所得世帯に対し給付金の支給事業として3,720万円、肥料価格高騰対策として、農家に対する補助金2,000万円を計上させていただきました。

続きまして、商工会館建設に関する経費4,650万円、新孺恋会館建設に伴う関連工事として5,050万円を追加させていただいております。

また、令和元年台風19号関連事業として、運動公園災害復旧工事費1,430万円を追加させていただきました。

以上、大変雑駁ではありますが、提案理由とさせていただきます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第27号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,477万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,687万6,000円とするものでございます。

ちょっと飛びまして、5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

15款国庫支出金、5目総務費国庫補助金、右側の説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,720万円、それから運動・スポーツ習慣化促進事業補助金200万円の追加でございます。

続きまして、中ほど16款県支出金、4目農林水産業費補助金、右側の説明ですが、農業経営力向上事業補助金81万円。

下、19款繰入金、1目財政調整基金を繰入金としまして7,826万6,000円、16目愛する婦恋基金繰入金600万円、17目文化会館建設基金繰入金5,050万円でございます。

続いて、6ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、6目企画費ですけれども、説明欄のほうで、まず過疎山村振興・地域振興事業202万円です。この内訳ですが、スポーツ庁の事業業務委託ということで191万9,000円です。こちらは当初、スポーツ庁のほうから1,000万円の補助金採択を受けておりましたが、さらに200万円の追加採択をいただきまして、今回202万円の追加をさせていただくものです。内容としましては、村民が運動できるような施設のマップをつくるという内容になります。その下、地域交流センター管理事業150万円、こちらにつきましては、交流センターの修繕費で130万円ですが、下水管の排水不良がありまして、そこを修繕したいというものでございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。

11目の諸費、説明欄で、つまごいまつりの補助事業500万円です。当初260万円計上させていただいておりますけれども、さらに500万円を追加させていただきたいという内容になります。

続いて、8ページをご覧ください。

3款民生費、1目社会福祉総務費です。説明欄で、国保特別会計の繰出金990万円です。内容につきましては、医療機器の購入のために繰り出しをしたいというものでございます。

続いて、9ページをご覧ください。

説明欄ですが、低所得世帯支援給付金支給事業3,720万円です。その中の18節の負担金補

助及び交付金ですが、低所得世帯支援給付金としまして3,600万円で、それ以外は事務費になっております。こちらのほうは住民税の非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付するもので、1,200世帯を見込んでおります。

次に、11ページをご覧いただきたいと思います。

6款の農林水産業費、3目の農業振興費です。説明欄ですが、農業経営力向上事業81万円、こちらにつきましては、先ほど歳入で81万円、県の補助金ございましたけれども、県から81万円頂いて、村を経由して、コンバインを購入したいという団体がありまして、そちらのほうに補助をするものでございます。その下、肥料価格高騰対策事業2,000万円です。こちら先ほども地方創生の臨時交付金を充てて行いたいというものでございます。こちらのほうにつきましては、肥料の高騰に合わせまして、国が70%、県が10%補助するということに村も10%を足して補助をするという内容であります。その下、1目林業振興費、説明欄で、森林環境譲与税基金積立金、こちらは150万円を減額させていただきまして、その下、木育推進事業に新たに150万円を追加をしたいというものでございます。内容としましては、7月、29、30日に鎌原で木のおもちゃフェスタというものを開催する経費でございます。

続まして、13ページをご覧ください。

7款の商工費、2目商工振興費、説明欄ですが、商工振興事業4,650万円です。内訳は、商工研修センターの建設に係る設計委託料と工事費になります。

続きまして、16ページをご覧いただきたいと思います。

16ページは10款の教育費の2目公民館費ですが、説明欄の中ほど、新婦恋会館の建設事業で5,050万円の追加をさせていただきたいというものです。解体工事に伴いまして、検討した結果、アスベスト処理、アスベストが大分外壁で出てきたということで、その処理費用として増額をさせていただきたいというものです。それから、5,000万円がアスベストの処理で、あと50万円につきましては仮設事務所の電話とかネット回線の工事費になります。

18ページをご覧いただきたいと思います。

11款1目の社会教育施設災害復旧費です。説明欄ですが、災害復旧事業1,430万円です。こちらにつきましては、運動公園の野球場のフェンスの復旧と、それからのり面の工事費用を追加したいという内容になります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第14、議案第28号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第28号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明させていただきます。

まず、事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ330万円を追加させていただき、歳入歳出総額15億1,443万9,000円とし、直営診療所施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ1,320万円を追加し、歳入歳出総額3,529万1,000円とするものでございます。この補正予算につきましては、直営診療所の老朽化した医療機器の更新に係る補正となります。

以上、大変雑駁ではありますが、補正予算の提案理由とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第28号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,443万9,000円、直営診療所施設勘定の補正に歳入歳出それぞれ1,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,529万1,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書の歳入になります。

第4款県支出金の補正額330万円の増額となります。

次に、歳出になります。

4ページをご覧ください。

第1款総務費330万円の増額、この歳入歳出の詳細につきましては、5ページ、6ページ

になります。内容につきましては、診療所の医療用機械購入による特別調整交付金の受入れと、その交付金を診療所へ繰り出すための繰出金の補正となります。

続きまして、直営診療所施設勘定の詳細説明をさせていただきます。

7ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入をご覧ください。

第8款繰入金、1項他会計繰入金、補正額990万円の増、一般会計からの繰入れになります。

第2項事業勘定繰入金330万円の増、先ほどの事業勘定からの繰入金となります。

次の8ページをお願いいたします。

歳出になります。

第2款医業費、補正額1,320万円の増となります。この歳出の詳細につきましては12ページになります。

12ページをご覧ください。

第2款医業費の医療用機械器具費の備品購入費1,320万円でございます。内容につきましては、村長からも説明のあった診療所の医療機械が老朽化により更新するもので、機器につきましては、胃の内視鏡と超音波診断措置エコーとなります。

以上、令和5年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第29号 孺恋村税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第29号 孺恋村税条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）などの公布、施行に伴い、関係する条文の規定を整備するため、所要の改正を行う必要があることから、本案を提出するも

のでございます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第30号 婦恋村愛する婦恋寄附条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 婦恋村愛する婦恋寄附条例の一部改正につきまして、提案理由を説明させていただきます。

婦恋村愛する婦恋寄附条例のうち、第2条に明記されております事業の区分にドローンの推進に関する事業を加える一部改正でございます。

現在ドローンによる防災をはじめ、災害救助、観光振興、農業における薬剤散布、また人材育成など、ドローンの普及活動に取り組んでおりますが、ドローンを推進するための事業を目的とした寄附受入れを明確に区分できるようにするため、本案を提出するものでございます。慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第31号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第31号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

職員の休暇に小学校低学年の子を養育するための子育て部分休暇制度を新設するため、条例改正を行うものでございます。

これまで未就学児までを対象とした育児休暇制度はございましたが、子育て支援の拡充と就労環境の改善を図るものでございます。慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第18、議案第32号 孀恋村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第32号 孀恋村犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

犯罪被害者基本法（平成16年法律第161号）に基づきまして、犯罪被害者等の支援に関する基本的理念を定めるとともに、村の責務並びに住民及び事業者の役割を明らかにすることにより、犯罪によって生命や身体、財産に直接的な被害を受けたり、平穏な生活を乱された人たちに寄り添い、一日でも早く平穏な生活に戻れるよう、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、本案を提出するものでございます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第19、議案第33号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第33号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎請願書、陳情等の委員会付託について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第20 請願書、陳情等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第21、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、11日まで休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から11日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時04分

令和 5 年 第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和5年第3回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年6月12日(月)午前10時02分開議

- 日程第 1 議案第27号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算(第2号)
日程第 2 議案第28号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 3 議案第29号 嬭恋村税条例の一部改正について
日程第 4 議案第30号 嬭恋村愛する嬭恋寄附条例の一部改正について
日程第 5 議案第31号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第32号 嬭恋村犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 7 議案第33号 工事請負契約の変更について
日程第 8 議案第34号 工事請負契約の締結について
日程第 9 議案第35号 工事請負契約の締結について
日程第10 議案第36号 工事請負契約の締結について
日程第11 議案第37号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 黒岩智未君 | 2番 | 土屋哲夫君 |
| 3番 | 伊東正吾君 | 4番 | 下谷彰一君 |
| 5番 | 黒岩敏行君 | 6番 | 石野時久君 |
| 7番 | 佐藤鈴江君 | 8番 | 土屋幸雄君 |
| 9番 | 松本幸君 | 10番 | 伊藤洋子君 |
| 11番 | 大久保守君 | 12番 | 大野克美君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	望 月 浩 二 君
未 来 創 造 課 長	熊 川 明 弘 君	交 流 推 進 課 長	宮 崎 貴 君
住 民 課 長	宮 崎 由 美 子 君	健 康 福 祉 課 長	熊 川 真 津 美 君
建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君	農 林 振 興 課 長	横 沢 貴 博 君
上 下 水 道 課 長	宮 崎 忠 君	観 光 商 工 課 長	黒 岩 建 五 郎 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	目 黒 康 子 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	土 屋 和 久	書 記	横 沢 右 京
-------------	---------	-----	---------

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、議案第27号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審議を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、補正予算について質問いたします。

3ページになりますけれども、3ページの国庫支出金5,920万円についてですけれども、この背景と内訳、私の知るところでは低所得者向けと、それから事業推奨メニューというのがあると思っているんですけれども、その内訳について1点お聞きします。幾つか言ってもいいでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） はい。

○10番（伊藤洋子君） それでは、あと7ページのつまごいまつりなんですけれども、これは補正で500万円と言っているんですけれども、最初から予定はしていなかったのかな

のか、また、私個人は予定していたわけですがけれども、その辺の当局の思いについてお聞きしたいと思います。

それから、次に、11ページですけれども、11ページの肥料価格高騰対策事業の取組を先日の全員協議会では、国が70%、県が10%、村がその残りというふうな説明のように思っただけですけれども、この資料を頂きましたけれども、肥料高騰対策事業は本来国が行っていて出すものなのか。その辺、国が70%、県というところで本来はやっているのが国のほうが肥料価格でやったんだと思うんですけれども、その村が2,000万円出すのの財源はどちらから出してくるのか。先ほどのコロナ対策補助金からなのか、調整基金からなのか、その辺の財源を示していただければと思います。これまでのところをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） それでは、未来創造課長、最初の質問についてお願いします。

未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） それでは、先ほどの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

国庫補助金で計上させていただいております5,920万円の内訳でよろしいでしょうか。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が5,720万円、それと運動・スポーツ習慣化促進事業の補助金が200万円計上しております。このコロナの交付金の内訳といたしましては、まず低所得者に対します世帯の支援枠分といたしまして、事務費を含めまして1,933万8,000円となっております。そのほか電気・ガス・食料品の高騰重点支援に係る支援金が全体で4,500万円ほどの限度額交付がなされているところでありますが、今回予算化させておりますこの差し引き分につきまして計上させていただいております。

もう1点の200万円につきましては、当初1,000万円で執行させていただいておりましたスポーツ振興に関する補助金が申請より200万円上乘せという形で交付決定になりまして、その分を増加補正させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 次の質問に総務課長、お願いします。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） つまごいまつりの500万円の増額計上についてでございますけれども、例年、前回同様、まず当初で260万円の補助金ということで計上させていただきました。ただ、その後、開催をするということになってきて、精査をしたところ、まず村内の寄

附集めが200万円ほどもう不可能だということと、今度花火屋さんに確認したところ、今までの同じ規模であっても同額ではできないということで、約1.4倍ぐらい高くならざるを得ないということで、その辺で200万円ぐらいかかるということと、あと全体的に会場の設営費等をちょっと経費が増額をするという見込みの中で、今回500万円増額をさせていただきました。財源とすればふるさと納税、都市農村交流のところからちょっと基金を崩して、一般会計に入れてから補助金に充てるということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問でございます。

先ほど未来創造課長のほうも申しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

土屋議員。

○8番（土屋幸雄君） 同じく11ページで、これは全協でちょっとお話聞き忘れたんですけども、村が10%補助するというごさいです。それは県・国のとこに申請をするのか、この申請する方法は、村の役場の農林課で受付をするのか、そして肥料の農家単位であるのか、購入の個数というか、金額であるのかをちょっとお願いをしたいと思います。これは大事なことなんで、もう20日から国・県は申請が始まります。これはどうせ村の独自の政策だと思うんで、村が窓口となるのか、その辺の確認をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 土屋議員のご質問でございますが、村の単独の事業ということでご了承を賜りたいと思います。本日県のほうでもこの制度に対する説明会が行われるということになっております。説明会を受けて、村のほうでもやるんですが、ご心配の誰がどうするのかという話ではございますが、村が窓口となってやって、この間も申し上げたんですけども、県と国の制度を使った人のみを対象とさせていただくということで考えており

ます。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、土屋議員。

○8番（土屋幸雄君） そういうことがはっきり決まったら、また、これは農家にとっては本当に重要な問題であると思うんで、それが農家に知れ渡るように、至急回覧とか何かでもお知らせをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 低所得者世帯の9ページになりますけれども、3,720万円ということと書いています。先ほど未来創造課長は、低所得者世帯分としては国のほうからの交付は1,933万8,000円というのと、これは結果的にはそのくらいになるのかどうか分からないんですけども、その辺の差異が生じたところはどうのような対応になるのかというのが1点と、それから、事業推進ということで、先ほど未来創造課長も言いまして、それが4,500万円、国から交付されているということでした。そうすると、今回先ほどの農林課長は、これを地方創生交付金を充てて2,000万円というのと、その差額がまた2,500万円ほど残るのかどうか、その辺の交付金の今回のこの補正に組まれたほかに残額が予想としてどのくらいになるのかお答えいただければと思うのが1点と、それから、ページ13から14にあるイベント委託料の内容を教えていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） まず最初の低所得者世帯の支援枠分ということなんですが、今回3,720万円でございます。実際に国のほうから配分を今受けているのが、事務費を含めて1,933万8,000円です。ということになりますと、差し引いて1,786万2,000円足りないわけですけれども、これは全協でもちょっと説明させていただいたかと思うんですが、実績でまた国から来ますので、後ほどまた実績に応じて国からもらえるということです。ですから、先ほど言われた4,547万6,000円を食い潰すということではありませんので、よろしいですか。そんなことでお願いしたいと思います。

○10番（伊藤洋子君） すみません、もう1点、事業推進メニューのほうが、今のところこ

の補正には農林のほうの肥料価格高騰分にだけ充てられてるけど、残額はどのくらいになるかというのでは、単純に4,500万円から2,000万円引いた額となるのかどうかをお伺いしたいと思います。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 4,547万6,000円が元数字です。そこから農林振興課の2,000万円と、あと200万円ですね、スポーツ庁の、すみません、それは別ですね。4,547万6,000円から2,000万円を引いた数字ですから、残りは2,547万6,000円になります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次の質問、観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

役務費のイベントプロデュース手数料なんですけれども、こちら全員協議会のほうで説明させていただきました星のプロムス事業を村のほうで一部ということでございまして、そちらのプロデュースの手数料と委託料で75万円、こちらイベントの会社に係る設営の委託料で75万円ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

下谷議員。

○4番（下谷彰一君） 4番、下谷です。

私は、ただいま提案されている一般会計（第2号）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回は民生費に低所得者に対する支援金が計上されておりました、7月1日からということで課長からご答弁ございましたけれども、ぜひ困っている世帯に一日も早く届けられますように、そういう取組をお願いをしたいというふうに思います。

続いて、商工費と教育費に、商工費については設計の管理料と委託料と工事費、教育費には婦恋会館の取壊しに対する工事費が計上されています。それぞれ教育委員会についてはア

スベストの問題がありましたよということと、商工会館については設計ができて、業者に提示したところ、それぞれの業者さんからいろいろな問題が出て入札に至らなかった。そういう中で、今回補正の増額の提案をされています。ご承知のように、3月の議会において当初予算が議決をされているはずですが、まだ3か月しかたっていません。にもかかわらず、ここに来て5,000万円とか4,000万円とか大きなお金が平気で補正をされてくる。これは一体自分の家庭で言ったらこういうことが成り立つのかどうか、それを含めてぜひご検討いただきたいと思います。

今回ご承知のように、指名については、指名委員長さんであります副村長さんが不在の中での指名であったということなのかもしれませんけれども、恐らく私の記憶する限り、各業者に設計書なり設計図面が行ってから取下げになるなんていうことは今だかつてなかったことなのかと思います。いずれにしましても、細かい話は別として、当初予算で決められたこと、それは村民の代表である議会の皆さんが承認をしたものです。これが何の変化もない中で、取組のない中で新たに補正予算をされる。とても大きな額が補正されるということでございますので、予算執行に、あるいは予算の作成に再度ご留意をいただいて、これからしっかりと、あくまでも村民のお金でございますので、そういう考え方の中で予算執行あるいは予算編成に取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（佐藤鈴江君） そのほかご意見ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 私はこの補正に反対の立場で討論を行います。

なぜ反対かといいますと、先ほど質問したコロナ交付金、正式名称は全員協議会でも申しましたけれども、電気・エネルギー・食料品等価格高騰に対する地方創生臨時交付金です。私はそういうふうに今回のお金を使っていたきたく、5月26日にも村長に要望書を出しました。それで皆さんも新聞等で御存じのように、先日は草津町が1万円、中之条町も1万円、東吾妻町も1万円、長野原は5,000円、それから藤岡市も5,000円、それと藤岡市は飼料高騰ということで酪農家に1袋に対し1,000円の補助というふうに、主たる目的はこの電気・エネルギー・食料品等価格に対する交付金という目的に沿った使い方をしております。そういう意味で私は肥料価格高騰の2,000万円に真っ向から反対とは言いませんけれども、先ほど言いましたように有機を2割使うための予算として、そういう方々への補助金として、国も県も今進めているというのは昨年度から行われており、そういうふうに農家には国と県も応援している。そうしたら村民は、先ほど述べた各自治体の補助金を見たら、どうして孀恋

はという思いがすごく多いわけです。だから、肥料価格には国と県も応援している。村民を応援するのは村長だと思うんです。村長は弱いところに力を、暗いところに光をと言っております。今本当に価格高騰で村民の皆さん大変になってるから、今回は国が出した交付金の使い道どおりにするのが一番のいい在り方だと思いますので、ここの点では賛成しかねます。

ほかの木工フェスタには今後も林業のことをやっていただきたい。先ほどの星のプロムスでは観光振興、うんと盛り上げてほしい。そのところは賛成できる部分もありますけれども、多くの村民の立場に立って考えるなら、この交付金の使い方をきちんと目的に沿った扱い方をしてほしかったということで反対といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、議案第28号 令和5年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、議案第29号 嬭恋村税条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 文面の中にある森林環境税額の森林環境税について、自治体が徴収できることにはなっておりますけれども、その辺村がどのようなときにこの森林環境税を使えるのか分かっていたら説明をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問でございます。

森林環境税の使い道ということでございますが、森林環境税は国民の皆様から徴収するものでございまして、その活用方法としては、もう何年か前からいろいろ言われてます森林環境譲与税という形で市町村に返ってきて使わせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） そうしますと、群馬県の緑の県民税との違いというのはどんなふうになるのでしょうか。やっぱり村民に新たに徴収するわけですから、その辺で使い方が異な

るのかと思ったんですけれども、同じ使い道になるのか。森林の活用という、今回木工フェスタとかやるけれども、そういったものも使えるのか、それとかフィノスさんをこの間視察したら、ああやってバイオマス燃料をやるとか、そういったところにも何か村が活用したいときできるのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

細かなメニューはありまして、ここで説明できないんでございますが、まず、先ほど言いました木育フェスタとか、ああいうのにも譲与税は使えるということでございます。

また県の県民税との違いということでもありますけれども、それは国庫事業と県単事業のような差があるというふうに大まかにつかんでいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 補足の説明をさせていただきます。

群馬県の緑の県民税、年間今8億4,000万円ほどございます。そのうちの市町村が使える市町村主体の事業というのは約2億6,000万円あります。これは各地区で森林整備する関係の事業をやる場合に、その2億6,000万円、緑の県民税を使えるということで、これは県の税です。

それから森林環境譲与税、これは平成23年3月11日に東日本大震災があったときに、国民1人1,000円という復興税を徴収しております。これは国の税金です。その復興税を今度は森林環境譲与税、国のほうに置き換えるということで制度改正をしてくださっております。これは地球環境を守る、あるいはSDGs、持続可能な日本社会をつくると、こういうことで森林環境譲与税、これは国の税金であります。これは今現在うちのほうにも来ておりますが、基金として積み立てて、今580万円ほどを基金としてたまってきております。そのうちの一部を県のほうからの推挙もありまして、木育、木を育てると書きますが、木育のほうに150万円充てますよと。これは目的に合う事業でございますので、木育に使わせてもらうということで、今回も補正を組まさせていただきます。県の税金と国の税金ですので、伊藤議員のおっしゃいますように、バイオマスとか木を活用した諸事業ですね、環境を守る事業、こういうものにも将来使われるというお金でございますので、ご理解をいただきたいと思

ます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、議案第30号 婦恋村愛する婦恋寄附条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、議案第31号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 私はこの条例制定に賛成の立場で討論を行います。

これはやはり子育て中のお母さん、お父さん方に対する支援の条例になると思いますので、ぜひ進めていただきたいんですけれども、先日の全員協議会の協議のときにお話ししましたけれども、これをやっぱり取れる体制を取るのが村当局の仕事だと思いますので、お互いが本当に快く、どうぞという感じでやれるような人員体制を整備することを要望して賛成いたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、議案第32号 婦恋村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、議案第33号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。本日提出されました日程第8、議案第34号から日程第11、議案第37号までの各議案につきまして、提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の後に審議を行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第37号までの各議案は、全員協議会で詳細説明の後に審議を行うことといたします。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守さんの退場を求めます。

[1 1 番 大久保 守君退場]

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第34号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第34号 工事請負契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和5年度中原山梨簡易水道配水池築造工事。

2、施行箇所、嬭恋村大字大笹地内。

3、履行期限、令和6年3月8日。

4、請負金額、金9,179万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額834万5,000円です。

5、請負業者、群馬県吾妻郡嬭恋村大字大笹293番地、大久保産業株式会社代表取締役、堀米睦弘様です。

次ページに入札経過を記載いたしましたので、ご覧ください。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さんの入場をお願いします。

[1 1 番 大久保 守君入場]

◎議案第35号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第9、議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第35号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細については、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第35号 工事請負契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和5年度村道三原鎌原線擁壁補修工事。

2、施行箇所、婦恋村大字鎌原地内。詳細については、三原の割烹太甲さんより鎌原方面へ行った右側の擁壁工の補修工事になります。

3、履行期限、令和6年3月15日。

4、請負金額、金7,777万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金707万円。

5、請負業者、群馬県吾妻郡婦恋村大字芦生田410-2。上坂建設株式会社代表取締役、上坂真理。

工事の概要につきましては、既設の擁壁工に傾きが生じまして、車の通行や隣接住民の方の生活に支障を来すおそれが生じたため、この擁壁を補修する工事になります。工事の内容ですが、既設の擁壁にコンクリートで井桁状の枠を組みまして、井桁の交点部分にグランドアンカーというアンカーを、ワイヤーのロープになりますが、それを崖のほうへ打ち込みまして、支持地盤と井桁枠を引っ張り、固定する工法になります。使用するグランドアンカー鋼につきましては、11メートルから16メートルのアンカー鋼を66本使用します。工事中の交通規制につきましては、工程によって片側通行をしなければならない期間がありますが、最短の交通規制で実施したいと考えております。

次ページに入札の経過等を添付しておりますので、後ほどご確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10、議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、当局の説明を求めます。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第36号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 議案第36号 工事請負契約の締結について、詳細を説明させていただきます。

- 1、工事名、嬭恋村東部公民館（嬭恋会館）ほか解体工事。
- 2、施行箇所、嬭恋村大字三原地内。
- 3、履行期限、令和6年1月31日。
- 4、請負金額、金1億3,827万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,257万円。
- 5、請負業者、群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原875番地、渡辺建設株式会社代表取締役、渡辺栄志。

主な工事の内容ですが、新嬭恋会館建設に伴い、嬭恋会館と旧農政局、現在の商工会の事務所の解体工事となります。

次ページに入札の経過を添付してございますので、ご確認ください。

以上でございます。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、議案第37号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、当局の説明を求めます。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第37号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 議案第37号 工事請負契約の締結について、詳細を説明させていただきます。

- 1、工事名、嬭恋村立嬭恋中学校校舎トイレ改修工事。
- 2、施行箇所、嬭恋村大字大笹地内。
- 3、履行期限、令和5年11月30日。
- 4、請負金額、金5,307万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額482万5,000円。
- 5、請負業者、群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田410-2、上坂建設株式会社代表取締役、上坂真理。

主な工事の内容ですが、嬭恋中学校校舎トイレの和式を洋式の便器に、床をタイルから乾式へ改修を行うものです。

次ページに入札経過を添付してございますので、ご覧ください。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 休憩します。

直ちに全員協議会を始めたいと思いますので、会場のほうにお移りいただきたいと思いま
す。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時21分

○議長（佐藤鈴江君） 再開します。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守さんの退場を求めます。

〔11番 大久保 守君退場〕

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

大久保守さんの入場をお願いします。

〔11番 大久保 守君入場〕

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 議案第37号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、15日まで休会したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から15日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時25分

令和 5 年 第 3 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和5年第3回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年6月16日(金)午前10時01分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	滝沢勇司君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	黒岩建五郎君
教育委員会 事務局長	目黒康子君		

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 横沢右京

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。議会傍聴の皆様、大変お世話になります。ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回孺恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に請願書1件を所管の委員会に付託して審査願っておりましたが、審査が終了しました。ただいまから委員長報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業建設常任委員長 松本 幸君登壇〕

○産業建設常任委員長（松本 幸君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、6月12日に委員会を開会し、請願書1件の審査と孺恋村農業の労働力確保に関する各制度について農林振興課から説明を受け、協議いたしました。

委員会には、委員6名と議長、当局側からは村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、吾妻民主商工会代表者、金沢敏氏より提出されました、消費税インボイス制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める請願書について審査を行いました。この請願については、1年前の6月定例会でも同様の請願書が出されていますが、不採択となっております。

請願の趣旨は、インボイス制度の導入により、政府は年2,480億円の増収になると見込んでいるが、コロナ禍で地域経済が疲弊する中で、中小企業、自営業者の経営危機が深まっており、制度に対応できる状況ではない。制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める意見書を政府に送付するよう求めるものです。

最初に、紹介議員である伊藤議員から、あさまのいぶきの管理者から説明会があったが、インボイスの登録をするよう説明があり、しない出品者は利用料に上乗せをすることだった。東部農業を守るための直売所なのに、大変なことになる。事務的な負担もある。趣旨採択でもいいので、採択してほしいと説明がありました。

委員からは、原則、消費税は全部の事業者が払うものとの認識で、インボイス制度の導入から6年間、免税事業者からの仕入れであっても一定の税額控除を認める緩衝措置が設けられ、対応を見極める仕組みが設けられており、子育て支援など国の政策の財源確保としてもやむを得ないのではないかとして、採決の結果、反対多数で不採択となりました。

次に、労働力の確保として、農林課長から、技能実習制度の説明と特定地域づくり事業協同組合の体制づくりの進捗状況についての説明を受けました。

令和5年度の農業における村内状況は、JA婦恋村で技能実習生140名、キャベツ振興事業組合では特定技能で115名という状況であるとのことでした。現在は、国は有識者会議での協議中で、技能実習制度は廃止の方向で、新制度をつくり最終的に特定技能制度への移行の方向であるとのことでした。また、特定地域づくり事業協同組合については、年間雇用の保証など、運営を見据えた仕組みから詰めていかなければならない。難しい課題をクリアしながら取り組んでいきたいとのことでした。

委員から、委員会で先進地の視察を行いながらスピード感を持って決めていってほしい。物流業界も人手不足で、キャベツの輸送についても懸念がされている。対策を研究していってほしいなどの意見が出されました。

最後に村長から、委員会で視察をし、陳情も積極的に議会と行っていきたいと決意の発言があり、委員会を終えました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 請願第1号 消費税インボイス制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める請願書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この請願の紹介議員として皆様にぜひ訴えて採択をお願いしたいという思いで討論を行います。

先ほど委員長からも報告がありましたけれども、昨年6月もこの請願が出されて不採択です。今年出されましたけれども、まず、請願は国民に与えられている権利ですので、いつでも出せるということは皆さんにご承知おきを申し上げます。そして、私が今回この請願の紹介議員になったのは、委員長の説明にもあったように、あさまのいぶきに登録している生産業者はほとんどの方が1,000万円以下の現在免税業者となっている方々です。免税業者は、国も認めている制度のものです。そうした方々に新たにインボイスを登録することによって、最低でも10%の消費税、それとかこれは仕入れ控除とかそういうものが必ず引かかるようなシステムになっております。

それで、あさまのいぶきの指定管理者としては、インボイスに登録しない方には手数料のほか新たにその分を上乗せして使用料を取ることなので、とても免税業者にとっては大変なことになります。

全国の道の駅でもこうしたことが起こっており、道の駅の存続も危ぶまれているところもあります。

ですから、私は、あさまのいぶきを守りたい、そして、東部農業の小さな畑とかで頑張っている農家の皆さんを守りたいということで、この請願の紹介議員を受けました。新たな支出ができるということは、消費税の増税がなくても、結局は増税になる。それで、税理士の専門家によると、家庭にある、例えばソーラーシステムを屋根につけている方へのその売上げにもかかってくる、下請を受けている方にも全部かかってくる。婦恋村は中小零細業者が多い中で、たくさんの方が影響を受けるこのインボイスは、少なくとも延期するか、しないと本当に多くの皆さんが影響を受けるので、私はこれを延期するか中止するというのをぜひ皆さんも国に声を上げていただきたいという思いです。

皆さんのご審議で採択していただくようによろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第1号 消費税インボイス制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める請願書について、委員長報告のとおり不採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、一般質問を行います。

土屋幸雄さん外5名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、土屋幸雄さんの一般質問を許可します。

土屋幸雄さん。

〔8番 土屋幸雄君登壇〕

○8番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

最初に、今後の村政運営について質問させていただきます。

多くの村民や事業者たちを苦しめてきたコロナ禍にようやく終息の兆しが見えてまいりました。社会の経済活動がようやく回り始め出し、村民の皆様のいろいろな不安を払拭できるように、村、議会としても早急に取り組んでいかなければならないと思います。

4月の統一選挙にて、村長については無投票で5期目の当選をされました。当選、誠にありがとうございます。村のかじ取りを今後ともよろしくお願いを申し上げます。

また、我々議員も選挙戦を勝ち抜いて12名の議員がそれぞれ当選されて、さきの臨時会において新たな議会構成がされ、新体制として発足され、議会活動を始動いたしました、始ま

りました。

私も地域住民の代表機関である議会に議席を与えていただき、4期13年目が始まりました。執行機関のチェック機能として、当局が示した政策推進の可否等をただして、調査研究をし、私なりに議員として提案や提言をしてまいりました。改めて村民の期待に応えていかなければと、その責任の重大さを感じているところであります。

そこで、今後の村政運営、庁内環境について質問させていただきます。

1つ目、村長選に出馬するに当たり、新しい風の会第73号の熊川後援会会報に、熊川5期目の村民の約束が載っていました。上信自動車道の整備促進、公共施設再編整備の推進、農業と観光の産業振興、子育て先進の村づくり、誰もが安心して暮らせる村づくり、法令遵守・政治倫理条例の制定の約束があります。

改めて、村民に対して6つの約束をどのように村長は進めていくのか、執行していくのかをお伺いしたいと思います。

2つ目、その約束を実現するには、村長の女房役である副村長を選任していかなければならないと思いますが、その考えはあるのかをまず伺います。

3つ目、村長は、村外のいろいろな役職に就任されていて、村外への出張が数多くあり、村長室がいつも不在なことが多いと感じております。その上、独自色が強く、庁内の職員とのコミュニケーションを取ることが少なく、庁内の声を取り入れていないように私は感じております。そのため役場機能が機能不全状態になりつつあると思います。

幹部職員は、行政に対する経験や知識は、専門分野においては優れております。有能な人材の知識や発想力などを行政に十二分に生かし切れていないのは大きな損失であると思います。このような状態を改善していく考えはあるのかをまず伺います。

4つ目、5月の臨時会の中で、同僚議員の質疑で、「それは課の人員が足りないのですか」という質問に対して、健康福祉課長の「若干、人数の問題はあるが、課全体で助け合いながら業務を行いたい」との答弁がありました。課長の発言を受け、私は職員が不足していると感じました。しっかりと仕事をしていただくためには職員の人数は必要であり、このまま少なければ、その予算を計上しても、担当職員の仕事量は増えていくばかりです。

村長は、職員が不足していることに対してどのように考えていますか。また、7月の人事異動で不足している課に対して増員していく考えはあるのかお伺いします。

続きまして、肥料、畜産飼料の高騰対策について質問させていただきます。

新年度になっても、原材料高で食品の値上がりが続く、鉄道や宅配便などの運賃なども上

がってきています。私たちの暮らしへの重荷は増すばかりであります。

肥料、畜産飼料などの生産資材なども、今までに経験したことのないような価格となっていて、農家の経営状態を圧迫しています。農業、食品産業は、コスト上昇分を販売価格に転嫁することが難しく、反映することができません。

去年の11月1日、今年の5月31日までに購入した肥料に対して、国は、肥料価格高騰対策（春肥料）の農業経営への影響を緩和するために肥料価格の値上げ分の8割、国が7割プラス県が1割の補助金の申請の受付が6月20日から始まります。孺恋村も独自に補正で1割を補助することになりましたが、畜産農家への飼料価格について補助金制度がありませんでした。村でも何らかの応援ができることをしっかりしていけたらと私はと思いますが、いかがですか。

そこで伺います。

1つ目、輸入に依存する畜産飼料などもウクライナ危機などで高騰しております。畜産業は生き物が相手ですので、餌を毎日与えなければなりません。与えなければ牛は死んでしまいます。酪農業は危機的状況になっております。その対策として、村として酪農家の経営を支援するために、今年に限り村の何らかのことで助成できるような対策を考えているのかを伺います。

2つ目、肥料、畜産飼料などの生産資材の高騰に対して、農家が生産した農産物、乳牛、和牛に対してのコスト上昇分を販売価格に反映できておりません。孺恋村の農家がこれから先も安定して農業経営ができるように農産物、乳牛、和牛などにも上昇分に合った適正な価格で取引ができるような仕組みができるように国に対して、村、議会等で議決をし、農協、農家等を含めて国に対して積極的に働きかけていくことが必要ではないかと考えますが、いかがお考えなのかお伺いいたします。

以上、村長に明快な答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、今後の村政運営についてと、大きく分けますと、肥料、畜産飼料の価格高騰対策についての大きな2つの質問でございました。

第1点目のご質問でございますが、村長就任して会報のほうに公約を掲げておるが、これ

についてどう思うかという、まず質問でございました。

このたびの統一地方選において5期目の当選をさせていただきました。村民の皆様には厚く御礼を申し上げますとともに、その重責を思うと、身が引き締まる思いであります。初心に返り、謙虚に、そして確実に前に進む村政を行ってまいりたいと考えております。

5期目の政策課題として、まずは地球的な規模で環境を重視した持続可能な地域社会づくりを目指してまいります。人々の生存や日常生活に欠かせない食料やエネルギーの視点から、産業の発展と村民の幸福度の向上を目指してまいります。

以下、重要課題につきまして、ご指摘のありましたことについて述べさせていただきます。

まず、上信自動車道の整備促進でございますが、令和5年度当初予算は、群馬県施行分が65億円で、国直轄分が20億円、高規格道路のアクセス道路分が約8億円で、合計93億円が確保できました。今後は長野原から鎌原までの令和11年度完成を着実に進めるとともに、鎌原から田代までの整備区間への格上げと、鳥居峠から長野県サイドの調査区間の格上げを強力をお願いしてまいりたいと考えております。

昨年度、前年ですが、補正分を入れますと約20億円プラスになりまして、合計123億円の予算の確保ができました。今後もしっかりと予算の確保を関係する同盟会の皆様方と共に力を合わせて、しっかり国のほうに要請をしてまいりたいと思っております。

2点目、公共施設の再編の整備でございますが、現在、議会のご承認も賜りまして、新婦恋会館は283席を備えたホールを中心に、避難所としての機能を持った文化振興の拠点施設として、令和7年度末を目途に完成する予定でございます。商工会の入る建物につきましては、令和5年の秋に完成予定でございます。

その後、役場庁舎の建て替えをはじめ、約100ある村の所有の建物を約70に統合するという計画を議会の承認も得て策定してあるところでございます。財政規律を守り、中期計画に従い、着実に推進してまいりたいと思っております。

農業と観光の産業振興でございますが、今日の婦恋村は日本一のキャベツの産地です。これは私ども先輩の皆様方、先人の皆様方の多大なるご努力の結果で今日があると思っております。先人の皆様方に本当に心から感謝を申し上げますし、そして、私どもはそれをしっかりと引き継いで、未来につながる農業の振興に努めてまいりたい、こう思っております。農林水産省のみどりの食料システム戦略の補助事業を今後は活用したICT技術の活用や農業農村整備事業の推進を図り、環境に配慮した持続可能な産地を後世に引き継いでまいりたいと考えております。

また、嬭恋は豊かな自然と温泉に恵まれております。今後も地域おこし協力隊の協力も得て、また、インバウンドを含めた観光振興を積極的に推進してまいりたいと考えております。特に地方自治体国際化協会には、現在、シンガポールに拠点を設置すべく、1人1材を派遣しておりますが、来年度からはシンガポールに事務所を、補助金を頂きまして、事務所を設置できたらと考えております。1つは、キャベツの輸出で、東南アジアの拠点と。もう一つはインバウンド対策、東南アジアから6億人のお客様を1人でも多く嬭恋にお迎えできるような体制づくりのためと考えておるところでございます。

次に、子育てに先進的な村づくりでございますが、憲法26条には、義務教育は、これを無償とすると規定されております。嬭恋村では平成28年から群馬県内で最初に給食費を無料としてきました。通学費や保育料も無料です。今年の4月からは高校生まで医療費を無料としました。また、子供たちが英語を話せる村づくりや時代に対応したGIGAスクールの推進も支援してまいります。今後も子育てしやすい村づくりを目指してまいります。

なお、国のほうでは、現在、全国的に子供の給食費を無料化する方向で議論がされておりますが、私どもは一步先んじて、国よりも先んじてやってまいりましたけれども、今後におきましても子育てしやすい嬭恋村をしっかりと目指してまいりたいと思います。

続きまして、誰もが安心して暮らせる村づくりでございますが、憲法25条には生存権が規定されております。暗いところに光を、弱いところに力を、揺り籠から墓場まで、障害のある方や高齢者などが誰もが安心して暮らせる福祉社会を目指します。

また、現在、嬭恋村の村内の65歳以上の方が6月1日現在、3,524名ほどとなります。高齢化率は37.1%でございます。しかしながら、現在は外国人研修生、特定技能の方が約380名、村内におりまして、これらの方々の年齢が若いので、高齢化率が下がっておりますが、これらの人を除きますと、実質的には38.4%ほどの高齢化率となっております。高齢者の皆様方の健康寿命の増進を図り、誰もが健康で文化的な生活ができるよう努めてまいりたいと思います。

続きまして、法令遵守、政治倫理条例の制定でございますが、日本は法治国家であります。憲法93条により、地方自治の本旨に基づきまして、地方自治法が定められております。嬭恋村の村政は、その法律に基づいて運営されております。

選挙で選ばれた者は自治法を守らねばなりません。法令遵守、コンプライアンスの明確化のために、現在では政治倫理条例が約3割の自治体で制定されておりますが、嬭恋村での兼業禁止規定などを含めて制定を目指してまいりたいと思っております。

なお、議員の皆さんとはしっかりと議論をすることを踏まえて進めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、肥料価格、畜産飼料の高騰対策についてのご質問でございました。

初めに、本村における畜産農家戸数について述べさせていただきます。

令和4年2月1日現在における家畜伝染病予防法に基づく定期報告によりますと、農場数が17戸、飼育頭数は1,537頭でございます。その内訳は、酪農経営農家が5戸、480頭、繁殖・肥育経営農家が12戸、1,057頭となっております。

次に、畜産農家に対する国による支援制度について申し上げます。

飼料価格の高騰に関わる畜産業に対する支援制度は、1つ、配合飼料価格安定制度、2つ、配合飼料価格高騰緊急特別対策、3つ、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策の3本の柱で国のほうの支援がなされており、飼料を全農系、専門農協系、商系のいずれかから購入した場合は、配合飼料価格安定制度の適用を受け、通常補填基金より補填金の交付を受けているものと推測されます。

令和5年度における国の支援は、配合飼料価格安定制度のみとなっておりますが、その制度に新たな特別措置を設け、補填金を交付する対応となっております。

ご質問の酪農農家の経営支援対策についてでございますが、村単独の費用価格高騰対策に準じ、国の制度に群馬県が上乘せするような制度設計がなされれば、村におきましても支援を実施する方向で検討を進めてまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、適正価格で取引ができる制度の実現に向けて、国への働きかけが必要と思うがいかがかというご質問でございます。

土屋議員の述べられたとおり、現状では生産資材価格の高騰によるコスト上昇分等を販売価格に転嫁することが難しく、農家が安心して安定的な農業経営を営む仕組みが構築されているとは言えない状況にあると思います。現在、国にあっては、食料・農業・農村基本法の見直しによる適正な価格形成の在り方について議論がなされているようでございますので、輸送費や燃料費、光熱費なども含めたコスト指標を活用した仕組みの構築に期待するとともに、議会、農協、生産者等、関係各位の協力の下、国や県に対して働きかけてまいるべく検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） すみません、答弁漏れがあると思うんですけども。

○村長（熊川 栄君） ごめんなさい、失礼しました。すみません。

1 問目の村長に対するご質問でございますが、1 点目の質問のうち、副村長を選任していかねばならないと思いますが、その考えはありますかというお伺いでございます。

4 月、選挙が終わった後、副村長を置くべきであろうなと思っております、自分なりにいろいろ当たってきた経緯がございます。しかしながら、現在のところ見つかっておらんという状況でございます。

来年度に向かって引き続きしっかりと適任者があれば要請をしまいたいと、こう思っております。現状では、現在ではおりませんけれども、できるならつけたほうがいいと、副村長を置いたほうがいいと私も考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

3 点目でございますが、村長室がいつも不在なことが多いというご指摘ございました。確かに平成19年、村長になったばかりと今の私の日程を見ますと、日程が全然違うなということを感じておるのは現実でございます。しかしながら、村民にとりまして、約束がありますけれども、村民の幸せのためになる約束、全てが関わりのある約束だと私は思っております。したがって、直接関わりのない約束については欠席にさせていただいたり、当然させていただいておりますが、道路整備促進期成同盟会、あるいは国民健康保険団体連合会、あるいは土地改良事業団体連合会、こういう事業につきましては、県の代表という立場でもございますので、これも直接、村民に影響のあることでございますので、しっかりと県の代表としても頑張りますとともに、村民の幸せのためにもしっかりと頑張っております。

私の部下、全員有能だと思っております。現在、役場の職員が132名、一般会計、特別会計入れまして136億円、これを、予算は単年度主義でございますから、3月議会の承認を得まして、136名を中心といたしまして116億円の予算を現在執行しておるという状況でございます。一人一人おのおの職員が全て自分の役割、自分の任務を抱えております。各課は12課ございますけれども、課長を中心として、課長が責任を持って自分の課をまとめ、そして、教育委員会につきましては教育長を中心に、人事も含めまして、教育長を筆頭に教育関係をまとめていただき、そしてみんなで力を合わせて予算の執行する、地方自治法でいえば、執行権者側でありますので、謙虚にしっかりと職員にもお願いをしたい。

それと、研修制度でございますが、私になってからはいろんな形の研修制度がございますので、積極的に研修制度を進めております。いろんな形の研修制度がありますので、また機会を見まして、議会のほうにも報告をさせてもらえたらと思っております。

それと、国や県との地方自治、3割自治という言葉がありますが、やはり国や県の方針によって、法律によって我々は縛られる部分が当然、機関委任事務がありますので、法律に従って我々がやるべき義務もあると。例えば税法というのは法律で定められます、原則ですね。法律で、税金については国会が決めます。私どもはその法律に従って税の徴収をさせてもらうわけでございますけれども、しっかりとそういう意味で、国や県とのパイプをつくるのも重要だと思っております。

現在、国土交通省関東地方整備局との人事交流、群馬県のほうには今現在、3名の人員を配し、また群馬県からは1名、国土交通省関東地方整備局からは1名、人事の交流でご指導いただいております。お互いが縦のラインにつきましても幅広く、地方自治、3割自治という言葉がありますので、しっかりとした体制づくり、国・県とのパイプづくり、これも努めてまいりたいと、こんなふうに思っておるところでございます。

そういう意味で、土屋議員ご指摘のとおり、村長室にいないことが多いね、あるいは有能な人材を使い切っていないのじゃないかなと、こういうこと、私も思いつく点がゼロではございません。その辺、十分に今後も配慮しながら、村民の幸せのために行政の執行を務めてまいりたいと、こう思っております。反省すべき点は反省しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

もう1点でございますが、職員が不足しているのではないかとのご指摘がございました。

群馬県内35市町村ありますが、人口と一般会計予算規模と職員数、ざっくりですが、町村につきましてはデータをちょっと確認してみました。我が村だけが一般会計が特別に少ないという状況ではございませんけれども、我が村ではいろんな事業を展開しております、若干少ないのかなと思っております。募集してもなかなか応募者がいないという現実もございます。土屋議員ご指摘のとおり、平成18年の集中改革プランというのが私村長になる前でございますが、ありましたが、あのときでは役場の職員というのは、同じ同程度の町村の人数が136名と言われておりました。現在ちょうど今136名でございます。

平成13年、役場の職員は、村長、助役、収入役を入れますと213人おりました。213人が現在136名です。したがって、予算に対する人件費比率というのがありますけれども、決して私どものところは多くもなく少なくもないと思っておりますが、いずれにいたしましても、土屋議員のご指摘のとおり、職員が若干不足していると、私も個人的には思っておりますので、今後、採用に当たりましては、年齢も少しキャリアがある民間の方も採用幅を増やして、応募者を増やしてという対策を取ってまいりたい。それと、大学回りもして、ぜひと

も婦恋にという活動も展開する必要があるのかなど、こんなふうにも思っておりますので、いろいろな学校にもアプローチをして、婦恋の人員採用については展開してまいりたいと、こう思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） それでは、一問一答で質問させていただきます。

まず、政治はその場で考え得る最適なこと表現をできる場であると私は思っております。今日はいろいろ村長から答弁をいただきました。6つの公約に対しては、今後4年間どのように執行して実現をしていくのか。私たちはこれから村長の成り行きというか執行状況を確認していきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

副村長につきまして、副村長については、自分も設けるつもりでいるということでございますけれども、副村長は本当に必要だと思います。来年度と言わずに、ぜひとも、9月議会でもいいですけれども、副村長は任命していただきたいと思っております。

そして、副村長には、村長は今、出張が多い、庁内をまとめる役、役場をまとめて婦恋村がうまく庁内が回っていくような体制をつくっていただかなければ、このまま村長が出張ばかり繰り返していると、課内の調整等が本当に質問のとおり、できていないと私は感じております。ぜひともその辺のことを解消することを第一に考えなければならないと思うんですけれども、その辺の考えはどうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、副村長は必要だと思っております。土屋議員のご指摘のとおり、出張の回数が多い、これも現実でございます。無駄な出張はないと私は思っておりますが、それでも出張が多いのは現実でございますので、できれば置きたいと思っております。

引き続き、人選は継続でしてまいりたいと、こう思っております。群馬県のOB、あるいは国のほうのOBでも何人か頭の中にはありますが、慎重にですね、村民にも理解いただき、議会にもご理解いただける方を選んでまいりたいと、こんなふうに思っています。

もう1点、課内では、国では火曜日と金曜日に閣議というのが、定例閣議があります。これは各省庁の大臣が総理官邸に集まって、火曜日と金曜日に10時、閣議がある。我が村では、

課長会議というのはございませんでした、庁議はありますが、課長会議はありませんでした。

私は、各省庁と同じように、閣議に当たるものとして、12名の課長を集めて、また教育長も入ってですね、私と入って、14名の課長会議というものを設立させていただきました。この課長会議では、一応、全庁にわたる、国でいえば大臣でございますので、そこで、こういう行事があるよ、こういう行事があるので各課が動員頼むよというような話とか、あるいはアップ・ツー・デートな政策課題、あるいは国のほうの新たなニュース、こういうものがあれば、課長会議で意思統一を図り、そして課長から部下にお話をしてもらおうと。また逆にですね、課のいろんな、行政の下から吸い上げるのも課長会議を通して吸い上げているつもりでございます。今後も課長会議は引き続き継続して、月に2回ほどやっております。

そういうことで、副村長につきましては人選をさらに継続で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 村長は5月1日の初登庁で職員に対して、サービス、スマイル、スピードの3Sを忘れずに4年間、職員と一緒に邁進してまいりましょうという決意というか、挨拶をしたそうでございます。これが村長は心変わりをして、これからは村のために職員と一緒にいろんな政策だとかそういうものを真剣に取り組んでいく表れだと私は思うんですけども、その意気込みはどうですかね。述べてください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 地方公務員、私の部下は地方公務員であります。地方公務員法という法律があり、地方公務員には地方公務員たる義務もございます。これは条文に書いてあります。公務員たる者は、個人の奉仕者でなくてはならん。地方公務員は全体の奉仕者であると。これは憲法15条にもありますが、全体の奉仕者、パブリック・サーバント、英語で憲法もありますけれども、憲法15条のパブリック・サーバント、公僕、公の下僕のボクという字を書きますが、下僕とは、パブリック・サーバント、公のサービスマンである、公務員とはサービスマンなんだと。村民に対してサービスを徹底しろと、行政ニーズをしっかりと確認して、お客様ですから、謙虚によくお聞きして、そしてそれに対してできる、行政で執行できるものについてはしっかりとサービスをしましょう、サービスマンであるということでもあります。これは国家公務員も地方公務員も同じであります。国家公務員には国家公務員法という法律があり、パブリック・サーバントという言葉、当然、全体の奉仕者であるということであ

ります。これは常日頃、就任以来、口にして言っていることであります。

それと3つのSということでもあります。一応、サービスマンということは今、言いましたが、サービスのSであります。その次は、こんにちは、おはようございます、ありがとうございました、お疲れさまでした、挨拶をするということでスマイル、サービスマンである、挨拶をするスマイルというSであります。

もう一つ、今日最も行政に必要なものはスピード、スピードです。私は、今、12名の課長がおりますが、決裁文書がですね、1人の課長が1センチ持ってくると、12センチの厚さの決裁をしておりましたが、4月からは庁内、今まで100万円まで私が決裁しましたが、500万円に、課長の責任にしました。文書のほうは約3分の1に、決裁文書は減りました。

ただし、我々決裁をするのはいいんだけど、ずっと全員の課の判こを押すということ、これだけで大変な一つの文書をですね、やると大変なんですね。それと、どうしても判こ、判こ、判こだという、判こ行政と言われて、どうしても1人が欠けると決裁ができないというシステムのジレンマもあります。そういう意味で、ICT時代ですから、行政システムの効率化を図るべく、庁内でも、今までも行政のスピード化というのを努めてまいりましたが、タブレット、今、議員の皆さんもそうです、我々も使うようになりました。ぜひともタブレット等も有効に活用しながら、ICTも有効に活用しながら、一番重要なのはS、S、Sのうちのスピードという、行政はスピードを持ってやろうということだと思っております。30日でできることを29日でやれば、1日違う仕事ができる。そうすれば、政策立案へも力を注げる。それから、政策をやるべきことをやることができるということでもあります。職員には常日頃、毎日まではいきませんので、機会を見まして、3つのSでしっかり頑張ろう、地方公務員法をしっかり踏まえて、身分保障もされておるんですので、しっかり頑張ってもらおうということで3つのSを言っているところであります。

今後も引き続き3つのSについては、しっかりと職員には伝えてまいりたい。それと、研修をしっかりやらせて……、やらせてという言葉は悪いんですが、お互いみんなでしっかりいろんな研修をしてまいりたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 今回の6月議会でいろんな課題というか、それがちょっと見えてまいりました。そこで質問します。

6月の定例議会に向けて、村が打ち出した政策だとか直面している課題等、どれだけの効果を生み出すかということ、各課長と各担当の議案内容などをうんと煮詰めて議会に臨ん

でいるのか。そして、それを臨むために職員の議会対策の会議を設けているのか。しっかりと詰めているのであれば、いろんなこういう擦れ違いも、問題も出てこないかと思うんですけれども、その辺のことを徹底しているのかどうかをまず伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 事務分掌が行政の組織では当然あるわけでございます。総務課では、防災・減災をするとか、あるいは区長関係の庶務を行うとか、あるいは選挙管理委員会の選挙があれば、総務課が県の地方課と連携を取って行うとか、あるいは健康福祉課でいえば、地域計画をつくって福祉をやりましょう、あるいはこの方が介護をやりましょう、この方は後期高齢者をやりましょうということで事務分掌はありまして、第1回の区長会におきましては、いつもその分掌を出して、もし要望があれば、区長さんを通して各地区の要望は受け付けますよと、各課はこういう事務分掌ののっとなって仕事をしていますよまで公開をして、区長さんにお渡しさせてもらっております。

したがって、高齢者で弱った人がいるなどいえば、ここに行けば分かるんだという事務分掌を渡させていただいております。各職員、先ほども申しましたが、誰一人、何もないという者はおりません。全ての担当が課があり、課長がいて、その下に事務分掌がずっとこう、何と何をやるんだということまで決まっております。したがって、毎日毎日、あるいは毎月毎月必ずやらなくちゃならんことが当然あるわけでありまして、月末に必ず集計を取るものも必ずあるわけでありまして、誰もが日常のですね、毎日毎日いろんな業務をやっているのは、これは現実でございます。

また、今、6月議会に対してどうなのか、統一取ってどうなのかということについては、課長会議で全協に出すべき各課、課長があれば、ぜひとも全員協議会のほうに出すようにという指示をし、なおかつ私にも事前に報告をしてくれということで、各課の課長を通して、議会対応についてはやっておるつもりでございます。

また、各課の重点科目につきましては、これは重点だよというものにつきましては、予算編成作業の中で議会のほうとの協議が、2月だったですかね、1月下旬か2月上旬に毎年やっておりますが、そこに各課の今年度の重点項目ということも全部一覧表でできておりますので、それに基づいて、ふだんやるべき、毎日やるべき業務のほかに、その政策的な重要な課題につきましては、当然、課長がまとめて、各課の重点項目を出しておりますので、それについては逐次時間を見ながら担当がやっておると、こう思っております。

したがいまして、6月議会に対しては、議会前にしっかりと課長会議で確認をして、重要な課題、あるいは委員会に提出すべき案件、あるいは全員協議会で報告したほうがいい案件、こういうものについては一応確認を取って提出をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） しっかり対応しているということでございますけれども、村長は出張で、出る前ですかね、私も去年、議長を2年間務めさせていただいて、役場へ来たときなんか見ますと、各課長が朝から並んで村長室で待っていて、短時間で話を済ませていくような光景が見られていると思うんですよ。これじゃしっかりした打合せとかそういうのは共有ができていない、ただ上面の擦り合わせだけしているように私は感じております。やはりこういうことは膝を交えて、時間をつくり、各課長といろんな課題があれば、しっかり審議して、話をして、調整していかねばならないと思います。課長はどうせね、打合せする時間が少なければ、課内の調整だっとうまくいかなくなってくる。そういう悪循環も出てくると思うんですけども、その辺のことはどうですかね、村長は。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 私なりに各課、課長とは連携を取っているつもりでございますが、土屋議員のご指摘のとおり、膝を交えてゆっくりゆっくりということですが、毎日そればかりやるわけにもいかん、日常の業務が当然ございますので。ただ、ご指摘の点は、確かに外へ行く時間が、冒頭申しましたように、就任したときの私の日程と今日の日程はまるっきり違いますので、それは確かに以前に比べれば、こちらに不在の機会は確かに多いと、こう思っております。十二分にですね、今後その辺も考慮しながら、できるだけもう少ししっかりと対応してまいりたい、こう思っております。そのためにも先ほどご指摘もいただきました内政のある部分を、100万円を500万円までに決裁規定を変えましたし、また、副村長というご指摘もございましたので、内政をある程度任せられる副村長を置くべきだと、私も今も考えておりますので、それも併せてまた今後検討してまいりたい、こう思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 各課長と本当に膝を交えて、毎日ではなく、重要なときは本当に真剣

に課長の各課の意見も聞いたりして、いろんなところで調整していかなければならないと私は思いますね、本当に孀恋の村民のために仕事をするのであれば。だから、そういうことをやはりこれから、村長はいろんな役職が20ぐらいだから、幾つも持っていて、出張、それも優先していると思うんだけど、これから4年間は庁内はある程度優先して、課長が言って間に合う、県庁とかそういう交渉事とかそういうのは課長さんに任せて、村長は村に残っていて、本当に村の指揮を執っていただけるような、そういう体制はできないですか。ちょっと質問をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） そういう意味で、先ほども何回も言いますが、日程が非常に多いのは現実だと。それから、座っている時間が少ない、これも現実であります。ただ座っていればいいという問題でもございませんので、しっかりと、まずは課長会議を、内閣の閣議と同じであります、課長会議をしっかりとやること。そして、各課の問題点。ただ、どうしてもです、大きな問題があると、各課長とも真剣に、いろんなことで案件はあります。行政ですから、生きていますから、どうしても大きな課題の問題、これどうすんだというような話はもうしょっちゅう、連日あります。それから、コンプライアンスという話をさせていただきましたけれども、今、大きな都市では弁護士をつけているんですね。そのくらい今は、何ていうんですかね、そういう問題も非常に多い時代だと思っています。

したがって、我々ももう少し法的な勉強をする必要もあるのかなと思ったり、それから、各課の課長でも、法的な問題があつてするようなことは年に数回もあるわけでございます、それについてはしっかりしかるべき専門家とも話をしたりとか、こういうものはもう逐次やります。やらなければ前へ進まない問題もありますので、こういう問題は真剣に、課長も入れて、私も知らなかった、こういうことでは済まないわけでございますので、しっかり対応してまいりたいと思っています。

いずれにせよ土屋議員のご指摘は、もう少し庁内にいて、部下をしっかり見守りながら、意見を吸い上げながら政策に生かしていったらどうかというご指摘で、全体を見ますとですね、と思いますので、その辺は今後も頭に置いて行政の執行を務めてまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 2つ目の課題であります。今、世の中は変化が本当に激しい時代を迎えております。これを生き抜いていくには、村長は庁内の職員がモチベーションを維持し続けていけるように風通しのよい職員環境をつくり出していくことはいかがですか。人を潰すのではなく、人を信じて、人を育てていき、おのおのの能力をうまく引き出して開花させていくような仕組みづくりが必要じゃないかと私は思っております。村長はそれに対してどう思っていますか、お願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私の何ですかね、座右の銘ではありませんが、大正12年からちょうど今年が100年目であります、関東大震災があったときに、後藤新平さんが言いました。金を残すは下、仕事を残すは中、人を残すのは上だと言いました。ご存じのように後藤新平さんは、東京を復興したと、都市計画を導入したと。非常に抵抗があったけれども、今の東京の姿、東京駅かいわい、あるいは丸の内かいわい、後藤新平さんのあれだった。彼の部下は、みんな今も後藤新平と、慕うという、あの現実。これは私の座右の銘でございます。

私の人徳が足りないところもあると思いますけれども、議員のご指摘のように、人をしっかり育てる、これが5期目の熊川栄の任務だとも、私も思っておりますので、研修もしっかりやっていたり、行動力があって、発想力があって、政策立案力があって、また、庁内をまとめられる、こういう人材をしっかりとつくってまいりたいと、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 今、村長が述べていただきました。しっかりと5期目は風通しのよい庁内環境をつくっていくことを願っております。

続きまして、人員不足なんでございますけれども、群馬県の適正な、嬭恋村と同規模の自治体の人員はどのくらい認められているのか。また、嬭恋村はどのくらいが適正な規模の人員なのかをちょっと質問させていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの土屋議員のご質問にお答えします。

県の指標ということでなくて、先ほど村長のほうからも類似団体ということでお話ありましたけれども、全国の類型がいろんな種類が分けてあって、人口だとか産業構造ですね、そ

ういったものが基準になるんですが、嬭恋村の場合は、Ⅱ－0という型になります。それでいきますと、嬭恋村の職員の今の数字と比べると、これが必ず正しいということではないんですが、約40人ほど不足をしているというような、数字的にはそういうことになっておりますけれども、今後、職員を増やして行って、ちょっと余裕が持てるようになればいいということで、今、これから来年度の再編に向けて進めているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 適正な規模から40人ほど嬭恋村は少ないという答弁でございました。

嬭恋村におきましても、各課に配属する人員は各課の課長さんの意見を聞いたりして、忙しいところには多く人員を配置していると思うんだけど、足りないところは、やはり多く職員を配置していただかなければ、その課も本当に仕事が手いっぱいとなって、いろんなまた弊害が出てくると思うんですよね、働き方改革も今いろいろ言われております。やはり余裕を持って、職員が働ける環境づくりが本当に重要だと思うんですけれども、ぜひともそのようにしていただきたいと思います。

この7月の人事異動でどのように考えておるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今、総務課長が嬭恋村は約40人職員が足りないという発言で答弁がありました。足りないのは現実だと私も思っております。それをカバーする形のものが、いわゆる働き方改革で会計年度任用職員ができる前は臨時職員という言葉で採用しておりました。臨時職員という言葉は今はありません。昔は365日じゃない、364日、12か月じゃなくて11か月働いていただきまして、臨時職員と申しておりましたが、働き方改革、皆さんご存じのとおり法律も成立して、そういうことはやめましょうと。会計年度は1年間、さっき財政は単年度主義だと申しましたが、1年間財政をしっかり守って、そして、会計年度任用職員を1年間ちゃんと採用しよう。それから、人事院勧告もございまして、2.何か月かのボーナスも払うと。臨時はおりません。これは群馬県庁でも、ほかの町村でも同じでございます。

そういうことで、足りないところについては会計年度任用職員もお手伝いいたしておりますが、現在96名かな、たしか。96名、臨時職員じゃございません、会計年度任用職員がおります。特に教育委員会と社会福祉関係でありますので、健康福祉関係が人数が多いんですが、議員の皆さん、ご存じだと思いますけれども、会計年度任用職員さんのご指導をいた

だいて、行政をサポートしていただいております。

あわせて、今は地域おこし協力隊、1人年間480万円、総務省から補填されます。特別交付税で算入されて、今は地域おこし協力隊1名480万円掛ける人数分ということで、特別交付税にもちゃんと明細が入ってくるような時代になってきております。

また、集落支援員、現在4名おりますが、こちらにつきましても総務省から特別交付税で頂いておりますということでございます。

そういう意味で、会計年度任用職員がこんなにいるということは、人数が足りないという、正職員を雇うべきだと私も思っております。しっかり今後募集活動もですね、もう少しテコ入れして優秀な人材が嬭恋村の職員になれるようにしっかり努めてまいりたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

まず7月人事につきましては、議会が終わり次第、早急に検討を加えてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 村長も職員が不足しているということ認識、今、しているというご答弁でございました。

そんな中で、今、嬭恋村は群馬県庁だとか国交省の関東整備局だとかへ派遣をされております。嬭恋村が本当に職員が足りないのであれば、どうしてそうに、出向しなくて済むのであれば、その職員を村の今の職員の庁内に配置はできないのか。やはり一日中働ける専門の職員が足りなければ、本当にいい仕事はできないと思うんです。そういうところを加味して、やはり研修だとか、さっき村長が申しましたけれども、それも必要かもしれないけれども、ある程度、村が、仕事が、職員が足りないという時代であれば、それはそれで1回やめて、やはり村に、村民のために働いてもらうということを徹したらどうかと思うんだけれども、いかがですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 県との人事交流ですね。私、これは続けたいなと思っております。例えば現在は地方課に1名、地方創生課に1名、それから北山の農場に1名、群馬県庁には3名であります。おのおのが財政の話、あるいは市町村課は総務省とも直接結びついておりますので、いろんな事業の内容もすぐ入手できるし、必要ならですね、財政状況、あるいは地方財政計画、こういう情報もすぐ入りますので、そこのパイプは今つくってきております

ので、継続的に、もし可能ならぜひとも人事交流したい。

それから、地方創生課であります。スマートシティをざっくりですけれども、3,000万円を3回もらったのも、これもあそこに人を送って、地方創生臨時交付金、地方創生拠点整備交付金、こういうお金をもらうのには、やはりそこにいけば、国の情報が全部入る。また、申請するのも、そこを通して申請するということでもありますので、地方創生課はここずっと1人ずつ送っておりますが、山振連盟のもろもろの諸事業も全部情報が入りますので、県のほうもそれは信用して当然教えてくれる。部下として向こうへは派遣していますので。この情報収集力というのは非常によいものだと思います。決して無駄で人を派遣しているつもりはございません。

それから、申し訳ございません、関東地方整備局、今現在1名派遣して1名受けていますが、上信自動車道の陳情書も……

○8番（土屋幸雄君） 簡潔にお願いします。いま1問したいんで。簡潔に、2分しかないから。

○村長（熊川 栄君） いずれにしても、陳情書を直したことはございません。下話で全部本署まで確認していただいております。

そういう意味で、人事交流、必要最低限のものだけは、村のために継続していけたらなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 時間がございません。

最後に、エネルギーの高騰対策ということでございます。

畜産農家は本当に餌代が毎日大変だということでございます。今回の補正で肥料のほうはしたんだけれども、何で畜産の農家がいるということを忘れないでいて、そういう補助事業とか、そういうのを一緒にしなかったのか。酪農家は本当に真剣に倒産寸前でございます。村はそれ考えていなかったのか、それをまず伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 土屋議員のご質問でございます。

先ほど村長の答弁にもあったかと思いますが、今回の肥料価格高騰については、県も国の制度にのったので、村もというふうなお答えをなさっていたと思いますが、そんな関係で、畜産のほうは今回はしなかったということでもありますし、畜産のほうはですね、そこでも触

れておりますが、価格安定制度というものであって、キャベツの価格安定制度と同じような制度だと思いますけれども、その制度で高騰分についての補填はされているというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 土屋幸雄さん。

○8番（土屋幸雄君） 最後に質問します。

高山村ではちゃんとそういうことを、ここの農業をしているかがどのくらい、幾らとか、そういう孺恋村ではそういう金額が示されない、独自の政策だね。県とは関係ない助成しているわけだ、孺恋村で。そういったことが何ではっきりできないのか。やはり村の産業を考えれば、それはしっかりと取り組んでいかなければならない問題だと私は思います。補助金を農家の酪農家の皆さんにも、その恵みというか、補助金が出せるような体制を今後ともぜひつくっていただきたいことを要望しまして、時間でございますので、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で土屋幸雄さんの一般質問を終わります。

◇ 大久保 守 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、大久保守さんの一般質問を許可します。

大久保守さん。

〔11番 大久保 守君登壇〕

○11番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、一般質問の通告分の中で、若干、私の意見がこの中に入っておりますので、若干、文章が違うと思いますが、質問は同じでございますので、質問させていただきます。

私は、鎌原観音堂周辺整備について、今まで何回となく一般質問をしてまいりました。今年の3月定例会の一般質問においても、令和5年度の当初予算にて、鎌原観音堂周辺整備の景観デザイン制作委託料ですか、業務委託料として1億4,003万7,000円、また、工事費として400万円を計上しておられます。合計で約1億5,800万円を周辺整備につぎ込むとの説明でありました。

私はその際に、社会教育委員会や孺恋商工会が入る商工研修センターの建設が進められておるところであります。建設資金が足らず、当初設計では1、2階にあったトイレが2階だけになったしまった状況であることを述べさせてもらい、当局に対して、もしできるならば鎌原周辺整備予算1億5,800万円の中から1,000万円でも2,000万円でもいいから会館の建設に充当していただいて、半年ぐらい鎌原周辺の工事を延ばすわけにはいかないかと尋ねましたが、聞き入れてもらえませんでした。

その後、商工研修センターの建設は、設計事務所の積算違い等で、いまだに発注予定のめどが立たないようであり、他の工事に支障すら与えそうであります。一日も早い執行を願っております。

今議会中日、議会と当局合同で村内視察研修が6月8日に実施された中、鎌原観音堂周辺整備の説明も受けました。私は、西武・プリンスさんの格納庫との隣接地の購入、そして利用方法に対して疑義を持ち、何度となく質問いたしてまいりましたが、遊歩道を造るとのこと、私の意見は受け入れられませんでした。

移設時に未来創造課長の説明と資料を頂いた中、幾つかの疑義を持ちましたので、何点かについて質問をいたします。

まず第1点、鎌原観音堂周辺ランドスケープデザイン委託業務の発注金額をお教え願いたい。

2つ目、受注者はどこの会社なのかお教え願いたい。

3つ目、発注形態はどのようなものだったのかお教え願いたい。

4つ目、発注に対しての金額はどのように算出なされたのかお教え願いたい。

5つ目、履行期間は2023年11月30日でよろしいのかお尋ねいたします。

最後に、孺恋村の審査名簿に業者は載っておられるのかお尋ねして、明快なる答弁を求めます。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

鎌原観音堂周辺整備のご回答に当たり、全体につきましてご質問内容に関連性がありますので、一括でお答えをさせていただきます。

まず第1点目で、発注金額はでございますが、消費税及び地方消費税を含め1億5,002万

9,000円でございます。

第2点目、受注者は、ニコ株式会社で、本事業者は鎌原観音堂周辺整備において風景や景観のランドスケープ全体コンセプトを設計した事業者であります。このため設計に沿ったエリア内整備を行うための知識があり、また、造園施工や樹木植栽も手がけているため、散策道等の植栽も含め見積書の金額により一者随意契約といたしました。

履行期間でございますが、2023年4月10日から2023年11月30日までとなっておりますが、現場の状況等により計画どおり進捗しない場合は、工期延長させていただくこともあり得るなど考えております。その節はまた説明をさせていただきたいと思っております。

また、本事業者は、婦恋村入札参加資格者名簿への登録業者となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

大久保守さん。

○11番（大久保 守君） それでは、今、村長から答弁がありましたけれども、まず発注金額1億5,002万9,000円ですか。これは消費税込みというような話であります、でよろしいわけですね、消費税込みで。

それで、婦恋の条例では、まずこの金額をどのように算出してあるのか。条例では……、規則か、婦恋村の規則では2名以上の見積りを取って、落札というんですかね、予定価格を取れというような文面があるんですけども、その点はどういたしたんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長のほうから答弁がございましたとおり、本事業者につきましては、鎌原観音堂周辺整備におきまして、令和2年度に風景、景観のランドスケープの全体コンセプトを設計した事業者でございます。この全体コンセプト図は、随時、議員の皆様にはご提示し、説明させていただき、ご了承いただいているところでございます。

本契約は、このコンセプトに従いまして、現場デザインと構成の状況、その状況に精通した事業者でありまして、業務への習熟及び本契約に要求される知識や能力があることが必要な契約であると考えております。また、この契約につきましては、一者契約にすることにより、履行期間が短縮、または経費の削減が図られると考えております。これによりまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質又は目的が競争入札に適さない契約を

もちまして、一者随契とさせていただきます。

以上です。

○11番（大久保 守君） じゃ金額はどうやって出したの。

○未来創造課長（熊川明弘君） 先ほど村長から申し上げたとおり、見積書により……

○11番（大久保 守君） 誰がしたの。誰が見積りして、2者以上取れって書いてあるんだけれどもさ、誰がしているんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長、今答弁できますか。

○未来創造課長（熊川明弘君） 2者以上ということ……、金額によって業者の……

○11番（大久保 守君） いやいや、随契はって書いてある。

○未来創造課長（熊川明弘君） 随意契約はですね、はい。2者以上から見積書を徴すということになっておりますが、これに関しては、先ほど申し上げたとおり1者のみで見積徴取ということなんです。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 1つは、5,000万円以上の仕事で、1億5,002万9,000円とかいう金額の中で、1者、ましてや設計している人がお金を出して、お金を出した人が受注している。私も調べたんですけども、確かに指名業者の中で、この会社はコンサルティングのところしか指名には入っていないんですね、指名は出していない、工事には。工事を出していないのに何で指名したんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるとおり、工事のほうに登録はありませんで、建設コンサルタント、コンサルの登録に登録してある事業者でございます。

それで、議員ご指摘のとおり、この契約の内容には階段や、また石壁、石畳等の構築物の整備が含まれております。また、この契約の中には、散策路整備に伴います植栽や、そして何よりエリア全体のコンセプト図、これにつきましては全員協議会でもご説明させていただいているところでございますが、このコンセプト図に沿って仕上げるよう、エリア全体の管理監督の業務も含まれていると考えております。これをデザイン委託業務として私認識して契約を進めさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 今、官庁では、国も県もですね、1つは利害関係のある者は入札してはならない。設計事務所、お金を出しているところ、人的な交流があるところ、それは入札には入らないんですよ。どうなんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） ちょっと今の質問にお答えをさせていただきます。

本来ですね、工事請負契約、技能を持ったAランクの業者が5者おると。大体1億円のものを出注する場合には、まず設計図書を作って、設計図に従って入札で一番安い方をお願いをすると、最低制限価格、ルールを守ってお願いするということが、当然、当たり前のことだと思っています。これは請負契約であります。

今回の場合、議員の皆さんにも説明はさせてもらってまいりましたが、令和3年3月2日に全議員さんに孺恋村歴史未来、次世代に続く意識ということで、レナハンさんのこういう資料を頂いて、議会にも提示をさせてもらってきております。

それで、専門的な全体を統一するということでありまして、本来、1億円でこうやって、A社、B社、C社落札で入札してくれという本来の契約とちょっと業務委託契約でございますので、趣旨がちょっと違うということで、その辺のご理解をいただきたい、まずいただきたいと、こう思っております。これは全議員さんにもご紹介も申しましたし、レナハンさんって、ちょっとスコットランドの有名なガーデニングの方で、雑誌もあったし、議員の皆さんにもこんなものをしている人ですよという紹介もさせてもらってまいりました。

したがって、請負契約ではなくて、これは業務の委託契約であるということだけ、まず第1点目でご理解いただきたいと思っています。

それから、予算編成の段階で、去年の12月12日、村創生特別委員会で、こちらで金額を入れて、消費税抜きで1億3,887万3,740円という資料を議会のほうにも提示させてもらっています。普通に入札して、競争入札するのはこんなもの出しません。でも、全議員に説明をして、こういうガーデニングのオーソリティーの方の設計でお願いをしてきて、議員の皆さんにも紹介をして、全体を統一的にまとめてデザインをして、いろんな種類、100種類、200種類ぐらいの花を植えますというようなことで、議員の皆様には原点のとき、新人の議員さんにも後で説明は当然させてもらいたいと思いますが、ゾーニングをして、こういうところに200ぐらいの花を植えますよというガーデナーの専門家であります、雑誌にも出るよ

うな方でありまして。これは一般競争入札で、ほい出して、おい一番安いところという話ではございません。

普通、工事を頼むときは設計図書を作ると、設計時に対して、AランクであればAランクにどうぞという話を提示して入札してもらおうということですが、今回の場合は、議員の皆さんにも令和3年3月2日、こういう方がこういうふうにゾーニングをして、こういう花を200種類も植えますよ、ガーデニングというのはこういうんですよという説明もさせてもらってきた経緯があります。昨年の12月12日、村創生特別委員会、ここでは金額を具体的に、消費税抜きで、村創生特別委員会、全議員いましたが、ただ、コロナで5人の議員さんは欠席だったかなと思います。こちらで金額も入れて出させてもらいました。これは消費税を入れると約1億5,000万円ということで、金額も全部入ったものを出させてもらった。

それから、令和4年度の2月13日、議会のほうに令和5年度当初予算（案）ということで、78億5,930万円の各課の重点項目というのを出させてもらってあります。こちらでも具体的な金額を、中身も伝えて、こういうことをしますということで、請負契約じゃなくて工事委託契約ということで、各課の重点項目で、未来創造課につきましては、各課の重点項目の中で未来創造課、鎌原観音堂周辺整備事業1億5,000万円ということで、こちらにも出させてもらっておる。それとなおかつ3月議会予算です。単年度主義であります。議会にも説明もしてきて、金額も説明、12月議会、予算編成のときも説明をし、なおかつ3月議会におきまして、議員の皆さんのご承認をいただいておりますので、その辺は、業務委託ですので、内容も全部出して、金額も出して、専門家であるので、あちこち分散してというわけにいかん、分散して発注するというわけにいかんと。全体のデザイナーということで、業務委託契約でございます。また事前に議会の皆さんにも、こういう事業で、こういう内容でという説明は何回か、12月議会、2月議会及び2月13日、資料はありますが、これを出してきたと。

ただ、新人の皆さん、分からない分があるかと思います。担当には過去のデータは、ちゃんと当然ありますので、説明は十分させてもらえたらと、こんなふうに思っておりますが、そういうことでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 村長、違うんですよ。村長も言っているとおり、これは設計の委託ですよ。コンサルティングで。コンサルティングにもらったわけですよ、コンサルティング事業。今は仕事をやっているわけですよ、業者が。ということは、コンサルテ

ィングの会社が工事を受けちゃ、できないんですよ、工事自体は。だって、婦恋に工事の指名参加願、出していないじゃないですか。長野県にだってこの会社は出していないんですよ、工事は。諏訪市にも出していない。どこにも出していないんですよ。ただ婦恋、ここだけ、コンサルティング。これいつ登録したんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの大久保議員の質問にお答えします。

今年の4月10日に申請をいただいて、登録になっているということであります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） じゃ4月10日に出して、婦恋、ようやく登録をもらった。じゃその前は登録しないで設計したんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 令和2年度に全体のコンセプトということでお願いをした際も、まだ登録がないということで、登録をしていただいてから契約をした経緯がございます。

その後、更新をされていなかったということで、また改めて新規登録をしていただいたということです。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 今の答弁では全くあれですよ、前後してきて。契約日はいつでしたっけ、ちょっと忘れちゃったんですけども。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の契約は、令和5年4月10日となっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 全くあれじゃないですか、10日に出して10日に受注させたんですか。内容も精査していないで。おかしいじゃない、誰が聞いたって。それで、ましてや工事には指名参加願出していないんですよ、この会社。総体的っていったって、じゃランドス

ケープの業務委託をいつ出したんですか。4月1日にしていて、ランドスケープの業務委託はいつしたんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

契約日が5年4月10日ということで、先ほどお伝えしたとおりでございます。これにつきましては、見積りを徴したのが4月3日となっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 全く行き違いとですね、このニコさんにやらせるために書類を出せと、金額はあなたの金額で結構ですと、全く言っているように感じるんですけども、どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私のほうからは先ほど申しましたように、これは議員の皆さんにも説明を申し上げ、全体的なガーデニングデザイナーということで、議会にも紹介をし、あの雑誌のあれも全部一回り見てもらった経緯もありまして、ゾーニングを作っていて、200種類ぐらいだったと思いますが、こういう花もこういうふうに植栽していきますよということで、議会のほうもいいでしょうということで、いわゆる入札です、こういう図書で幾らでやってくれという請負契約ではなく、業務委託契約であると。議会の皆さんにも予算もですね、同じ業者じゃなく専門的な業者でございますので、随契はほかにもいっぱい役場はありますが、同じことで、専門的な業者で、こういうことをやってきているんで、こういう方に設計施工してもらおうということで、あと、議会のほうにも、金額も昨年12月には出させてもらって、後で、初めての議員さんもいらっしゃるから、当然出せてもらっても結構なんです、ここに金額も入れて、12月には説明をし、なおかつ2月のこれは全協ですね、2月13日の全協でも、未来創造課、こういう事業をやりますよという数字も出して、3月議会では金額を確定していただいて、議会の承認も得てきているということを前提で今日来ているということでもあります。

ほかの業者、誰もができるんなら、A社、B社、C社で発注して一番安いところとできますけれども、いや、これは本当に慎重でなければまずいと私も当然思っておりました。いず

れにせよ専門家で、業務の委託契約はほかにも入札審査会、総務課長を中心でやっていますから、私は一切口出しはしていませんけれども、入札審査会があって、普通の工事請負契約はたくさんやっていますが、業務の委託契約でありますので、その委託契約はほかにも入札審査会では当然いろいろな形の、この業者でなければまずいということがあるわけです、随意契約ですね。そういうことも踏まえて、今回、一応慎重に経緯をしてきた、予算の積み重ねもしてきた、また議会にも説明もしてきていると。12月議会では既に、消費税抜きで1億3,800万円、消費税を入れてざっくり約1億5,000万円ということでございます。

説明を十分してきて、業務委託の契約をさせていただいたと。また、専門家でございます。誰もができるという事業内容じゃないということは、議員の皆さんにも事前に説明もしてきているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） あれですよ、コンサルティングで、このニコさんが図面を描いてやっているわけですよ。だから、図面は、それはいいわけですよ。だから、その委託料もその1億円の中に入っているとまたおかしくなっちゃうんですけども、工事を出せばきちんとやる業者はありますよ。失礼だけれども、この契約書には仕様書も図面も全部ついているんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの契約書には当然、仕様書と図面もついております。積算の基礎もこちらのほうに控えがございますので、そちらについては徴しております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 私どもが課長たちから説明を受けたときの図面って、たしかあったと思うんですけども、全て英語で書いてあって、全く英語は私なんかはちんぷんかんだから分からないですけども、例えばデッキにだってただ平図が描いてあってね、Post and何とかって書いてあったんですけども、たしか。今ちょっと手元にないんですけども。そんなような図面なんですか。それともきちんと、今、行ったときはブロック施工してあったですよ。あれもきちんと何段積むように何とかってこうきちんとした法令があるんですよ。確かにあのブロックは一時倒壊して、子供たちがけがしたなんていうときがあったん

で、あのとき大分法律を変えて、きちんとしたのがあるんですけども、そういうような図面がきちんとあるんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの、先日のですね、公共事業の視察の際に、蹴上げ幅とか階段の幅等を示させていただいたと思いますが、あちらのほうの図面、それに加えて1つずつの積算根拠もこちらのほうに頂いておりますので、それによって確認することはできると考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） そうすれば、添付してある業者の図面というのはこれしかないんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

そうですね、この前、公共施設の視察の際にお配りした寸法の入ったもの、それと積算基礎、これのみでございます。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 失礼なんですけれども、これじゃね、あそこでブロック積んであった塀があったんですけども、あのブロックの塀のきちんとした構造のものもないし、ジャッキの基礎はどうなっているのかというのものもないし。これでよく積算できたですね。ニコさんがどういう積算したのか分からないですけども、通常だったらこんな積算しないと思いますけれどもね。ただ、図面はこれしかついていないということでもいいわけですよ、課長。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりで、図面につきましてはそれのみです。

ただ、先ほど申し上げているとおり、見積りのところにはどういう材質でどういうものを使うということは記してあります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 見積りをしてあるという話ですから、見積金額はお幾らだったんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

見積金額は、今回契約させていただいた金額のとおりでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 1者で見積りさせて、1者で取らせて、見積金額びったしというのはおかしいじゃないですか、村長。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

先ほど来より村長が申し上げているとおり、この業務につきましてはかなり専門的な分野が介入されております。当然、見積りにつきましては、1者のみならず、財務規則につきましては2者以上の見積りを取れということになっております。先ほど申し上げたとおり、専門的な知識、または現場に精通している、全体のコンセプト、全体像を描かれたということで、この金額をそのまま採用させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） だから、誰も設計をするなどとは言っていないし、コンサルティングですから、こういうものを造りたいというのは、それは構わないと思うんですけども、その会社が事業を受けている、工事をしているというのが駄目なんですよ。ましてや1億5,000万円、議会にかける中で、5,000万円以上は工事はかけるという話ですよ。5月の臨時会があった、6月の議会がある、何でかけないんですか。条例違反じゃないですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり地方自治法96条第1項第5号及び本村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条というのがございます。これにおきましては、議決に付すべき契約といたしまして、予定価格5,000万円以上の工事又は製造に関する請負ということになっております。

本契約は、エリア内の全体の、先ほどから申しておりますとおり、風景と景観を完成させるという契約でございまして、工事又は製造等に該当しないという認識をしたため、議会にはお諮りいたしませんでした。また、この契約の内容がいろいろな多岐にわたっておりということですので、この点につきまして認識に齟齬が生じたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 多岐にわたりなんてないんじゃないですか、1億5,000万円預けているんでしょう、5,000万円以上かけるんでしょう。違うのかね。5,000万円以上の仕事でしょう。コンサルティングにしても、業務委託にしたってね、仕事をしちゃっているんだから、その会社が、5,000万円以上でしょう、とにかく。議会にかけなきゃおかしいじゃないですか。違反じゃないんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、先ほど未来創造課長のほうからもありましたけれども、全体の業務ということで、一括発注というんですかね。全てをまとめることによって、工期、効率、低価格ということが達成できるという、そういうことだったんですが、言われるように認識にちょっと誤りがあったということで今考えているところでもあります。

また、詳細については、この後、機会があれば説明させていただければと思うんですが、言われるように、中身的に工事だとか製造等の請負に該当する現場があるというふうに今認識しておりますので、その辺を踏まえてまたご協議をさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 一括で1億5,000万円出しているんで、分からないということはないね。じゃコンサルティングのほうじゃ、工事が幾らという金額は分かりますよね。そ

れは幾らなんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

工事につきましては、主立ったところを先ほど来申し上げましているとおおり、まず公道側の……

○11番（大久保 守君） いや、総合でいいよ。総体で。工事が幾ら、コンサルティングが幾ら。

○未来創造課長（熊川明弘君） 監督業を含めまして、諸経費に当たるもの、これが1,790万円弱となっております。そのほかにつきましては、いろいろございますが、遊歩道とか植栽とかですね……

○11番（大久保 守君） 工事だからいいよ、それ全部まとめて。

○未来創造課長（熊川明弘君） いいですか。そうしますとそれ以外となります。

○11番（大久保 守君） 1億3,000万円ぐらいあるのか。

○未来創造課長（熊川明弘君） 1億3,600万円になります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 今の金額を聞けば、とても工事、これは工事ですすしかないですよ。コンサルティングは1,790万円弱、工事のほうが1億3,000万円、これどう見たって工事じゃないですか。そう思わないですか。それで、ましてやですね、4月10日の受付で4月10日に出したと。失礼ですが、村長のフェイスブックは3月28日にはニコさんが受けますと、この方がやりますとフェイスブックでもう言っちゃっているんですよ。こんなばかな話ないでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 予算が成立した段階で全部数字も出して、いわゆる入札で、設計図にのっかって入札とは、請負契約とは違いますので、業務委託契約で全体の業務委託契約だと担当も申しているとおおり、一般入札のあれとは違う業務契約形態であります。それで、専門的で、本当のプロフェッショナルでございますので、慎重に議会にも報告をし、昨年12月議会では、予算編成ですから、実際金がどのくらいかかるのかということも提示をさせてい

ただいて、通常、1億5,000万円あれば、数百万円は設計委託料みたいな形になるんで、そういうコンサル料といいますかね。その方でなきゃできない、花の名前も分からない、英語であるんだけど、英語の片仮名文字にしてあるのはデータはちょっともらってありますが、なかなか200種類ぐらいのいろんなお花を植えて、実績のある方でもあるということでございますので、あの地域全体を一体的にグラウンドデザイン、全体をデザインしてもらおうと、一体性のあるものにしてもらおうと。

それと、議会のほうには、最初的时候には、このゾーン、このゾーン、このゾーンで進めますよということで、専門的なデザイナーにお願いをしてきたと、こういうことでございます。もちろん自分自身も施工してきたというお話も聞いておりますし、鎌倉のほうのお寺のところもやっておるといような話も聞いて、非常に忙しい方だというお話も、議会にも説明はしてきたつもりでございますが、そういうことで業務の委託をお願いしてきたということでございます。

また金額についても、12月議会、予算のときの説明会、それから何回も言いますが、3月の議会でも議会の議決を予算のほうではいただいてきているということ踏まえて今日が来ているということでございますので、よろしくお願ひしたいと。いわゆる普通の入札とは訳が違うわけだということでございますので、専門的な方で、この方でなければできないというデザインから始まっていますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） でも、専門的だ、専門的だと言っても、私を感じるには、そうには感じないんですけれどもね。石段だ、塀だなんていうのは普通じゃないですか。ただ、今言った花がどうなのかという、花ぐらいのもんで、あとはみんな同じですよ。そんなに専門的とは私は思わないんですけれども、私が見る限りは。それで専門的だ、だから一括で発注したんだ、それはやはりおかしいですよ。ましてや4月10日に申請を出させて、4月10日に契約だ、1者。見積金額ぴったりで受けさせている。こんなばかな話ないじゃないですか。それでましてや5月の臨時会があった、6月の臨時会あった。一つもこんな話出なかったですよ。5,000万円以上、議会に議するべきですよ。おかしいじゃないですか、とにかく。議会をばかにしているのも程々だと思うんですけれどもね。どうなんですかね。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、答弁を端的にお願いします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議会を、今の最後のお言葉ですが、ばかにしているということは毛頭

ございません。したがって、今までも経緯は説明してきたと。12月議会でお金がこれだけかかりますと。それから、レナハンさんって総合的な造園デザイナーで、植栽もやっているということでございます。地域全体を上から下まで一体的にやりましょうということで、議会のほうにも説明し、承認も得て進めてきたと私は思っております。なおかつ専門家でございますから、業務も委託ということでもあります。これを分割してですね、この分はこっち、この分はこっち、木を植えるこの部分は植木屋さんというわけにいかん。全体を統一的一にお願いしますということで、議会にもそういうことを踏まえた中で、業務委託を専門家のプランナーにさせていただきますということで説明してきたと。予算のほうも、予算編成段階で既に数字も出して、1億3,000万円ということ、消費税を入れれば約1億5,000万円と。議会の上でも、先ほども申しましたが、2月の議会で予算の各課重点項目でも1億5,000万円ということを出させてもらって、3月の議会ではそれを踏まえてご承認もいただけてきた。ただ、10月の議会、数字を出したときは、ちょうど議会の皆さん、ちょうど5人いらっしやらなかったという話だったんで、それはちょっとあれだったかなという気はしますが、いずれにせよ12月議会、数字も全部出して、こういうふうに進めてまいります、来年度予算編成ですので、こういう方向で進めますよということで説明してきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 村長は、説明してきた、説明してきたといたって、例えば建設課だってね、事業をするときはお金はちゃんと出していますよ、予算に。この事業は幾らだ。じゃ同じじゃないですか、全く説明しているのと。そうやってね、事業者を公開しているんだから、それは幾ら言ってきた、言ってきたって、それは関係ないと思うんですよ。ただ、私が言いたいのは、なぜその1者に全てを任せて工事までやらせているのかということですよ。資格もないのに工事をやらせている。これはやはりおかしいですよ。じゃコンサルティング、我々なんて設計事務所が仕事をばんばんしていいんですか、随契ですと。随契もらって、じゃばんばんばん仕事をしてもいいんですか。そうじゃないでしょう、やはり。設計は設計、仕事は仕事ですよ。やはりそれはおかしいと思うんですよ。

今言ったとおり、登録した日と契約日が同じだと、ましてや随契、1者。見積金額でそっくり受けさせている。2者以上から見積りを取っていない。5,000万円以上の仕事で議会にもかけない。5月も臨時会があった、6月、この定例会だって何も出てこないじゃないですか。おかしいと思わないですか、総務課長。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、言われるとおり、ちょっと当初の認識不足から、一括で頼むのが合理的だという判断の下に今に至っているわけですが、設計、工事、分離をしてやれば、こういうことにはならなかったというようなことで、ちょっとずっと認識不足が続いて今に至っているということで反省をしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 反省は反省ということですが、例えば最初かな、ありますけれども、随意契約を村長は工事、物品ですかね、150万円しか随契はできないという書き方があるんですね。それも幾つかあるんで、解釈の取りようによっては違うんでしょうけれども、でも、130万円以下、村長が随契できるのは。そこら辺、どう取ったんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、随意契約の施行令がございまして、地方自治法の施行令の167条の2の第1項ですかね。議員おっしゃられているのは、その第1号に該当する部分だと思われます。これにつきましては、財務会計のほうにも記載のとおり、おっしゃるとおり、少額のものに対しては随意契約ができるということになって……

○11番（大久保 守君） それは30万円以下だよ、30万円以下、少額は。130万円以下はもう村長決裁だから。

○未来創造課長（熊川明弘君） 随契の部分じゃなくてですか。

○11番（大久保 守君） うん、随契。そうじゃないのかな。

○未来創造課長（熊川明弘君） 130万円です、すみません。

○11番（大久保 守君） だから、何で、超えているんじゃないのという話。

○未来創造課長（熊川明弘君） そうですね。130万円となっております。それは承知しております。

この工事の部分分散して発注すれば、それでもよかったとは考えておるんですが、それぞれに経費がかかったり、これ一括して発注することによって、工期のほうも短縮できるのではないかとということで、こちらのほうで一括して発注させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 今、課長おかしいんじゃないの。130万円以下にしなきゃならないからそれぞれ出してもよかったという話をしたけれども、それぞれ出すということはさ、設計は1つ、あと工事をばらばらに出すという話、そういう話になるのかね。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

すみませんでした。ちょっと解釈違いだったですかね。工事130万円以上、未満につきましては随意契約ができるというふうに1号でうたってあることは私も認識しております。これを基本的にこのニコという会社が現場の管理監督をして、それぞれのこの発注された工事について、全体的にその監理をさせるというのは、ちょっと私、認識不足だったら申し訳ないんですが、ちょっと不効率なのかなという考えがいたしまして、それぞれの工事を発注するより、この工事を一括して発注させていただきたいというふうに進めてきました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） その監理をさせるって、今度は言葉が出てきたんですけれども、監理契約はその1億5,000万円の中に入っているんですか。監理契約になるとまた話が違ってきますよね。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

この金額の積算の中には、現場監理という費用も含まれております。それと、その他諸経費という形で計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 幾ら言っても同じような平行線なんですけれども、そこで監理費を取ってしてるということは、監理とやはり違いますよね、工事は。監理は見ているんだから、もう。監理と設計をやって、それで工事があるという考えで、だから1,790万円と1億3,000万円という考えでいいんじゃないですかね。だって、監理するんでしょ、その

会社が。それで、監理を自分で、自分の会社が監理させられる、それもまた変なもんだよね。
だから、やはりこれは私は条例違反だなと思っておるんですが、あまり時間ないんで、どうなんでしょうかね。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、この議決に付すべき契約の中の工事、または製造等の請負という形でうたわれております。これは自治法のほうにもそのような形で規定されておるところでございます。この部分に関しまして、こちらの認識が甘かった部分もありますが、このエリア全体の全体コンセプトの図の完成とさせていただきます、この風景と景観を完成させるという、こういうコンセプトの下、発注させていただくという、そういう考えの下から、この工事の部分というところに着目せずにコンサルというか、業務委託という形で認識して契約させていただいて、今回、議会にはちょっとお諮りしなかったということになります。
以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保 守君） 今、課長がおっしゃったとおり、これはやはり条例違反だと私は思っていますので、当局もそれを認識し出しているということでもいいと思うんですが、条例違反だったら大変なことですよね、これは。当局がそういうことをしたということになると、大変なことで、これを今日はまた全員協議会を持ってくれるというようなことで、その場でお話しすればいいと思うんですけれども、最後にこのニコ株式会社、どなたが連れてきたんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大笹の村有地、ペンションのところの、議会の承認も得て、あその土地を残土置場だったところを処分させていただきました。もちろん議員の皆さんのご承認を得て、財産の処分ですから、5,300万円であそこを医療機器メーカーのフィトラボのクロサカさん、社長さんに売却をしました。あそこをぜひとも景観がいいので、地域の皆さんにもご了解を得てきれいな花を植えたいということで、婦恋村内のガーデニングをやっている皆さんのグループも参加をして、参加というか、あそこできれいなガーデニングを造りますということで、そこのガーデニングをした方がニコラスさんだったということでありませう。

そこで初めてお会いをさせていただきました。ガーデニングをやっている方々が何人だったかな、50人ぐらいいるんだっけ。ガーデニングをやっている村内のお母さん、皆さんガーデニングをやっているんですが、その皆様がすばらしいですねということで、この後ろのほうについては地元で植えた草花、こちらのほうについてはちょっとイングランド、エリザベス何だかな、そっちのほうのゾーン、川のほうについては川をきれいにして、川に住む植栽をしましょうというような植栽をその方がニコラスさんに頼んでやったと。

婦恋村内あちらこちらきれいな道を造ろう、道路の花もきれいだけれども、ガーデニングを広めたいという話もあったりして、そのクロサカさんのところで初めてお会いしたのがニコラスさんでございました。その後、鎌原観音堂でこういうことをやっているんだけれども、統一の取れたのどうでしょうと言ったら、ガーデニングの会の皆さんもあそこに既に花も植えたりしている中で、その皆さんとの交流もあって、ここにきれいなものを植えるといいねというようなことで、ニコラスさんのご紹介を得て、それで議会にもご承認を、ご報告をして、こういうことでこういうふうにゾーニングを考えて、全体を一体的に、今あそこを上と下で分離するじゃなくて、全体をということでニコラスさんに、じゃ、専門的ですから、空間のデザインということか、そういう話でございますので、各ゾーニングを作ってもらって、初めて議会に、その資料ももちろんありますので、いつ紹介したかもデータはありますから、後でまた機会を見て、当然、また新人の皆さん、分かりませんので、その辺も説明はさせていただきますが、いつかという、それが機会でありました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守さん。

○11番（大久保守君） そうすれば、村長が紹介されて、村長が連れてきたということでいい話ですね。この後、全協もしていただくということなので、これで一旦、私のほうの質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で大久保守さんの一般質問を終わります。

今回の鎌原観音堂周辺整備の業務委託については、大久保守さんの一般質問、また、過日の村内公共施設視察の際にも確認しましたが、既に契約はされており、工事が行われております。地方自治法第96条第5項の規定により、議決事件であります。議会の議決を得ずに契約が行われたことは明白であります。

この顛末については、本日の定例会終了後に全員協議会を開催させていただき、当局より説明を求めますので、よろしく願いいたします。

これで休憩といたします。

休憩 午後 零時 07分

再開 午後 1時 00分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

新型コロナ感染のことが少しだけ落ち着いてきているように思えますが、時折クラスターが発生する施設もあつたりしますので、予断は許せません。そして今、大きな問題になっているのは、電気・エネルギー価格、食料品等の価格高騰です。村民、各種事業者の多くの方々が頭を悩ませている状況です。このようなときこそ村政、議会の役割を果たすときだと考えております。

私は、その立場を堅持するとともに、村民が主人公の立場で議員活動をする思いを込めて質問を行います。

まず初めに、孺恋村も副村長を置くということを求める立場で質問いたします。

3月議会の予算審議のときに、令和5年度予算に副村長の給与が計上されていないことについて質問したところ、村長は、補正予算で対応するという答弁でした。

副村長の配置について、2点質問いたします。

村長は、現在の副村長不在の状態をどのように考えているのかお答えください。

2番目として、先ほど述べたように補正予算で対応するというなら、配置時期の目標など考えていることと思います。その点についてお答えください。

次に、マイナンバー登録制度について質問をいたします。

ご存じのように、現在、マイナンバーカード取得に関する問題がいろいろ起こっております。新聞紙上に載らない日がないほどです。村も国が行うことに沿って積極的に登録を進めてきています。4月30日現在6,812名の方がカード登録、マイナンバー保険証は1,184名とお聞きしております、これは嬭恋村の場合ですけれども。この件に関する事で、2点質問いたします。

先ほど述べたように、いろいろな問題が起こっているマイナンバー登録を一旦中止してもいいと考えております。村長は、これまでと同じように積極的に進めるのでしょうか、考えをお聞かせください。

報道では、マイナンバーを誤って別人にひもづけたと見られるのが全国で133自治体、173件と公表されています。また、マイナンバーとひもづける公金受取口座で本人以外の家族名義と見られる口座が登録されたケースは13万件確認されています。

嬭恋村では、このような例は発生しているのでしょうか、お答えをお願いします。

3番目の質問です。

J R 吾妻線を守る取組を今後どう進めていくのか。この問題については、3月定例議会においても質問させていただきました。そのときに、地方鉄道の再構築協議会が発足したら3年以内に結論を出すようになっているが、その協議会はまだ設置されていないという答弁でした。吾妻線については、村民の中でも守ってほしいという声は多くある一方、いつ廃線になるのだろうという不安の声も多く聞かれます。

村は、重要施策に入れているので、村民に見える具体的な取組を進める必要があります。J R 吾妻線を守る取組について3点質問します。

前段で上げた協議会は、発足しているのでしょうか。国・県、J R 高崎支社からの対応など、あるのかないのかお答えください。

この問題で質問したときにもし協議会が発足したら、ぜひ議会からもメンバーに入れていただきたいという要望もしておるところです。

2つ目、村長は、ふだんから吾妻線を守ると宣言しています。3月議会のときは、それぞれの駅の利用者数を示し、少しでも増やす取組を進めるという説明でした。今年度の数字目標、具体的な取組などありましたら説明をお願いいたします。

この件では、予算書に幾つか入っておりますので、その予算書の進捗状況なども加えて説明していただけたらと思います。

3番目として、利用者数を増やすには、利用しやすい駅、利用しやすい吾妻線でなければ

なりません。この点で1つ提案があります。婦恋村観光協会、J R高崎支社と話し合いをし、地域おこし協力隊の方に万座・鹿沢口駅に降りたお客様への歓迎の対応や観光案内、切符の販売の案内、駅舎内の装飾などを委託し、降りる方も乗る方も心地よい駅になればと思います。

以上、私の質問を終わりますけれども、誠心誠意込めた答弁を期待するものです。お世話さまです。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、副村長について問うというご質問でございます。この件につきましては、先ほど土屋議員からもご質問を受けました。そこでも、ダブりますけれども、一言だけ、また改めてお話しさせていただきます。

第1点目は、村長は、現在の副村長不在の状態をどのように考えていますかというご質問でございます。

先ほども申しましたように、でき得るなら適任者を探してつけたいと考えております。伊藤議員ご指摘のように3月議会で予算がありませんねという質問も受けました。必要に応じて、なるべく早く人選が固まれば、補正予算を頼みたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目でございますが、補正予算で対応するというのなら、配置時期の目標など考えているのかというご指摘ございました。

これは今申しましたように、なるべく早く考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

2点目の大きな質問でございますが、2点目の大きな質問は、マイナンバーカード登録制度についてのご質問でございますが、お答えをさせていただきます。

まず1点目のマイナンバーカードの登録の推進についてでございますが、婦恋村では5月末現在において、7,706人の方が申請され、村民の約83%の方がマイナンバーカードを所有しております。マイナンバーカードにつきましては、伊藤議員のおっしゃいますとおり、様々なトラブルが相次いでいることは確認しておりますが、政府においては国民の不安を解消し、信頼を得るため、万全の対策を徹底して実施すると明記しております。

このようなことから、村としましては、申請については本人の意思を尊重した形で推進に取り組んでいきたいと考えております。

また、2点目の村でも報道されているような例は発生しているのかとご質問でございますが、報道されたマイナンバーカードの問題については、その都度、国より事案の発生の周知及びその原因、対処法等について各自治体に情報が展開されており、村では点検及びそれぞれの事象を抑止するための対応を徹底しております。本村におきましては、マイナンバーカード関連におけるトラブル等は発生していないと確認しておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、大きな3点目でございますが、JR吾妻線を守る取組をどう進めるのかのご質問でございます。

地方鉄道の再編に関しましては、関連法案が成立し、これにより自治体や事業者が参加する再構築協議会制度が導入されることとなっております。この協議会の設置は、事業者か自治体からの要請を受けて国が設置することとなっており、対象は輸送密度が1,000人未満の区間であり、本村は長野原草津口駅から大前駅間が対象となっております。

現在のところ、事業者でありますJR東日本高崎支社からの協議会の発足要請は受けておりませんが、今後の動向につきましては、都度、議会にて報告をさせていただきたいと思っております。

なお、一昨日、JR高崎支社長、ミナミガワ様が転勤なさるということで、ご挨拶にお見えになりました。その席にノザワ部長、タカハシ企画部長も同席してございまして、本件につきまして若干お話しさせていただきましたが、いずれにしてもまだ双方から手を挙げている状況ではございませんが、情報を共有し、できることは我々もやりますので、JRさんのほうでできることはまた一緒に考えてしっかり取り組んでいきたいと思いますというお話はさせていただきました。

次に、今年度の数字目標と取組についてでございます。

村内にありますJRの3駅は無人駅のため、乗降者数の把握ができず、公表されているのは長野原草津口駅から大前駅までの1日当たりの平均通過人数のみとなっております。このため各駅の数字目標は定めておりませんが、本年度予算に計上しております村民への運賃補助や職員出張時の鉄道利用、また、吾妻線利用時の観光客へのクーポン券の配布などの取組により、年間700人を超える利用者数の増加が見込まれます。この予算を執行することが利用者数の増加につながるため、予算の消化に努力してまいりたいと考えております。

3点目でございますが、最後に、観光協会への地域おこし協力隊を活用した万座・鹿沢口駅でのお客様対応等の委託についてでございます。

観光協会におきましては、現在、駅舎内でのポスターの掲示やパンフレットの管理、イベント時のお客様対応などを地域おこし協力隊を交えて行っております。地域おこし協力隊は、本人のミッションがあり、併せて任期終了後の本人の起業等に向けて業務遂行しているため、駅舎内での常時対応は困難と思われれます。今後、お客様の利用しやすい駅になるよう方策を模索していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でお答えとさせていただきます。よろしくお祈ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行ひます。

伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 1点目の副村長については、先ほど土屋幸雄議員からも出ましたので、重複しないようにしたいと思ひます。

まず、3月議会のときには、村長は、なるべく早くというか、補正予算に組むというふうにおっしゃったんですけれども、先ほどの土屋幸雄議員の一番最初の答弁では、来年度予算について言っ、私はびっくりしたんです。補正で組むと言っ、今度は来年度予算というから、これはまたまた遅くなるのかと思っ、今の答弁ではいち早くというか、少しでも早くと言っ、それを早く求めたいと思ひます。

というのは、先ほど大久保議員の質問でちょっといろいろとありましたが、副村長は、そういう指名競争入札とか契約とか、いろいろなところでは責任者としてやれる立場にあります。そういう方がいなかったからというふうにならざるを得ないような状況だったと思ひます。

そして、村長は法令遵守を言っ、この副村長については、地方自治法の161条で設置及び配属ができるということで、それに倣っ、村も条例できちんと副村長の1名とするというのをうたっ、これはいち早く取り組まなきゃいけないと思ひますので、もう一度、村長の法令遵守をするというところで、意気込みを言っ、いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今の件でございますが、今までも検討してまいりましたが、最終的に適任者がございませんでした。引き続き検討してまいりたい、こう思ひますので、よろしく

お願いします。その節につきましては、給料の予算を取ってございませんので、議会のほうにも提案させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 早急に置くということでしたので、その点についてはそのとおりに行っていただきたい。というのも、今回特に感じたのが台風とか地震とか、全国でいろんな災害も起こっているの、村長が出張が多いときに副村長がいないのでは、やはり村民の命を守るための施策もしにくいと思うので、ぜひその点も頭に置いて選任するのを早急に行うことを求めています。

次に、大きな質問のマイナンバー登録制度ですけれども、嬭恋村はいつもいろんなおたよりにもマイナポイントの手続をお手伝いしますとやっていて、結果、7,706人、83%、83%というのはすごい数だと思います。ただ、私は登録を否定するものではありません。これは任意でやることなので、その点については否定はしませんけれども、次のところというか、国保へのひもづけについては、嬭恋村としてはどのように取り組んでいるのか、その点についてお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤洋子議員の質問にお答えさせていただきます。

保険証のひもづけですが、こちらのほうもご本人の任意ということで対応させていただいております。しかし、国がですね、来年の秋にはマイナ保険証で、今の紙の保険証は廃止するという方針を出しておりますので、そちらのほうはマイナンバーカードを持っている方はそれを使っていただくようになるとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 確かに国は国保のひもづけも進めていて、来年には保険証をなくすと言っていますけれども、その保険証のことで本当に今、7,300件以上にも増えているわけです。そうした中でも、嬭恋村としては、国が言うからそれを続けるというふうに、本人の意思と言うんですけれども、それはこういう問題が起こっているときにはやめることも村としてできると思います。現に神奈川県はそれはやめるということを先日、テレビのニュースでおっしゃっていましたので、やはりこの保険証に登録が間違えると、薬の投与なんか間違えて、それが命取りになることもあるわけですね。そうしたら、村民の命を守る立場だ

ったら、国はそうするけれども、ちょっと国がもうちょっときちんと対応するようになるまでというか、安心できるまで、村としてはこの保険証をひもづけするのはちょっと立ち止まることも、自治体としてはできると思いますので、その点については、村長に考えを伺ったほうがいいんでしょうか、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 質問にお答えします。

マイナンバーの保険証なんですけれども、こちらのほうが、マイナンバーカードと保険証の一体化を盛り込んだ改正マイナンバー関連法がこの6月2日に参院本会議で賛成多数で可決され成立しております。マイナ保険証は来年の秋には必ず利用することにもう決められておりますので、そちらのほうはちょっと村では対応できません。マイナンバーを持っていない方につきましては、資格確認証というものが交付されるようになりまして、そちらのほうで、今のところ申請で交付するような形になっているんですけれども、こちらのほうも国は職権で、こちらから一方的に、持っていない方には郵送するという対応を今考えているところですので、ご理解いただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 課長の答弁が、国が確かに6月2日にマイナンバー改正法も賛成多数で通過したので、そうせざるも得ないのかもしれないんですけれども、でも、もし間違ったときに誰が責任を持つかというところは全然ないんですよ、ただ河野大臣がテレビの前でおわびをしているだけで。だから、私としては、そういう不安を抱えたまま本当に進んでいいのかというのがあるので、来年のそういう紙の保険証をなくすというところでは、まだ私としては疑問がありますし、いろんな間違いがあるというのでは、周知して、その対応は考えていただきたいというのを再度ここで要望しておきます。

それで、あともう1点ですけれども、今のところ嬭恋村はトラブルが発生していないということで、よかったんですけれども、そういう事故が起こったときの、先ほど責任は誰が取るのかというと、そこら辺は村としては、責任の所在は分かっているんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） マイナンバーカードに関するトラブルですが、よく毎日のように報道されておりますが、このようなトラブルがですね、原因は国のほうとしては追及をし

ておりまして、一応、マイナンバーの問題のトラブルにつきましては、マイナンバーの仕組みに起因するものがなくて、人為的なミスとシステムの不具合ということによるミスによってこのようなトラブルが起きている状態でありますので、そちらのほうはご理解いただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） マイナンバーについて1点だけ、最後、聞いておきますけれども、うちのマイナンバーのいろいろな手続、打ち込み、入力とかそういうのは、どちらが、村が行っているんじゃないかと、委託しているんだと思うんですけれども、その辺については民間のほうに委託しているんですよね。その確認をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 質問にお答えさせていただきます。

申請の登録につきましては、国の補助をいただいて、会計年度職員の方を専門で登録業務をしてもらっております。そのほかに職員が3名ほど、マイナンバーの関係につきましては担当でやっております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 確認ですけれども、会計年度任用職員1名と職員3名でいろいろ打ち込みをやっているということなんですね。

なかなか変えられないということでは、この入力ミスが特にないように、やはりそれが村民の命を守ることもつながりますので、重ねてその点についてはお願いをしておきます。よろしくお願いたします。

大きな3番目として、JR吾妻線のことですけれども、先ほど村長のほうから答弁がありまして、情報を共有しということでありましたけれども、この村長の答弁でもお話しした再構築協議会は、事業者が自治体の要請を受けて国が設置するというと、この動きは、今現在はまるっきりないということで捉えていいのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） JR東日本高崎支社さんとは事あるたびにこの件も話をしております。先方よりも、今のところないと。それから、うちのほうからも、予定は今のところございません。ただ、我々、人をお願いすることも重要ですが、自分たちで1人でも多く乗っ

てもらえる施策、私自身も乗るようにしっかり努めて、それでまたご発言をJRさんともしてまいりたい。また、県のほうとも吾妻線活性化協議会等でも、県の交通政策課とも協議をちょっと、会えばですね、また会っていろいろ話は進めてまいりたいなと思っております。感触を確認してみたいと、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） そうすると、国交省から出された方針では、先日も2月の国会でも通って、もうこの赤字路線は存続か廃止かを決めていくように国交省も肝煎りで始めるという事になっているけれども、協議会ができてから3年という、まだ全然できていないという、それから3年というのが本当に猶予がそれほどあるのかどうかは、私としては考えられないんですけども、当局としては、その存続から3年というふうに考えているんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） JR東日本高崎支社さんには、ぜひとも、会う度に存続をお願いしたいという申込みはいつもしております。ただ、法律ができて、制度ができて、協議会を設置ということで、これも強制じゃないんですけども、いずれ具体的な話をするべきときにはしっかりしてまいりたいなと思っております。言う前に、お願いする前に、まず自分たちでできることも併せてやっていきたいなと思っておりますので、目標とすべき700人と、乗車数を増やすということもしっかりやりながら、先方にもお話をしてまいりたい。いずれにせよ新聞にも出ておりますとおり、年間4億6,000万円の赤字が出るということでございます。これを幾らかでも乗車数を増やして、私たちも態度で示しながらJRさんとも、あるいは国とも協議を進めてまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） この吾妻線を守るのは、村長はこれまでも、台風19号のときも、あれほどまでにして修復工事をしてくれた、そのことに感謝している、これは守らなければとすることでやっていますけれども、答弁してきています。私も本当に台風19号のときには、本当に直してくれて、これは吾妻線を守ることができるのではないかと期待を持ったくらいです。でも、国は今、赤字路線は廃線にしようとしている、存続か廃線を迫っている。そういうところでは、村長の一番の意気込みが大事だと思います。その意気込みとして、今

回、予算に吾妻線利用者補助金、J R 吾妻線活性化等業務委託、クーポン券、報償費というのでありますけれども、それがまだ全然準備されていないのでしょうか。実際に報告して、例えば吾妻線を村民が利用した人にもそういうものが配られているのでしょうか。まだこの予算の執行準備はできていないのでしょうか。この今言った予算書に書いてあるものの取組状況を説明してください。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度の当初予算におきましては、J R 吾妻線の存続の吾妻線活性化事業といたしまして、210万円強の予算を組ませていただいております。この中で、先ほど伊藤議員おっしゃっていたとおり、村民への補助というのがございます。これにつきましては、もう第1四半期が終わろうという、この時期になっているんですが、今のところまだ消化をできておりません。

ただ、これにつきましては、10月28日の県民の日を1日限定という形で、取りあえず当初予算でもご説明させていただきましたが、今のところそのような計画でおります。このほかキャベツの輸送、それと観光客のクーポン券の発行などございますが、今のところこのほか消化できておりますのは、職員の出張に関しまして、吾妻線を利用していくというところで、今回も新採用職員が10人ほどおりましたが、これを新前橋駅まで3ないし4回ございましたが、その往復分について、こちらのほうで補助というか旅費として支出させていただいて、利用を促進しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 今、課長からも四半期過ぎようとしているというのがありましたけれども、私はもっと積極的に進めなければいけないと思いますので、こういうのんびりした取組で本当に700人を超えられる見込みがあるのかどうか、その辺については不安を残していますけれども、この3つの事業とかで本当に700人、利用者が達成できると考えているんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ご質問にお答えさせていただきます。

12月6日の全員協議会でご説明させていただいたとおり、この吾妻線の活性化につきましては、今後、村民を含めた関係者の方々と、この吾妻線の在り方について検討させていただきたいというふうに考えております。

まず、この今回の当初予算の事業内容とか、そのとき皆さんにお示しさせていただいて、村民の方々も含めて今後の対応について話し合っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） すみません、今の課長の協議会というのは、国が配置するという協議会のことでしょうか。それとも村独自で吾妻線を活性化しようとして独自で立ち上げる協議会なんですか。どちらを指しているのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

すみません、言葉足らずで申し訳ございませんでした。村民を含めたという、関係者という事で、先ほど村長が申し上げた地方、または事業者が設置する協議会とはまた別のですね、村内の中で吾妻線活性化について、今後について話し合っただけという、そういう会でございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 先ほども課長がおっしゃったように、もう6月も終わろうとしております。そうしたら、まずそういう協議会を立ち上げて、本当に吾妻線を守ろうという意気込みを村としてJRにも国にも示していかなければいけないときだと思いますので、その協議会は早急に立ち上げることを求めておきます。

そして次に、③番目ですけれども、吾妻線のこの万座・鹿沢口駅、少しだけポスターが貼ったりいろいろしているんですけれども、本当に利用しやすい駅にはなっていないということで、私はこれまでもインターホンを設置して、重たいものを持った方には優しく対応してあげる、そういうことを要望してきたけれども、それがJRに言うと、やることができないうって言われていまだに未実施になっているんですけれども、吾妻線上のいろんな駅を見ると、駅構内に観光案内所があったり、観光協会の事務局があったり、それから、エレベーターはみんなついている。それと、いろいろポスターとか飾ったり、例えば中之条町は冬

になると干し柿をやったり、そういうのでJRと話し合っただけのことやっていると、なぜ姫恋だけが、万座・鹿沢口駅だけがそういうことができないのかが私は理解できないんですけれども、村長はどれくらいそういうことを本当にJR高崎支社に話をしたんでしょうか。そのことをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

万座・鹿沢口駅につきましては、議員ご指摘のとおり、以前より階段等あって、少し利便性が悪いということで、こちらもJRの高崎支社のほうにはインターホンをつけたいとか、エレベーターができないにしろ、何か移動式の椅子を設置していただきたいということで、県の予算は確保できたんですが、その分をJRさんに申請したところ、ちょっとそれはできないということでご回答いただいているところでございます。

この駅舎内のそのような利便性を向上するというにつきましては、観光協会のほうもパンフレットの管理とかポスターの掲示について、先ほど申し上げたとおり管理なさっているところでございますが、今後、万座・鹿沢口駅を利用していただいたお客様、その方が何か観光協会に導けるような、そんなシステムができたらいいなというふうに観光協会のほうもおっしゃっていましたので、先ほど村長がご答弁させていただいたとおり、今後、方策を考えて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 本当にお客様を迎える温かい気持ちというのでは、姫恋村はまだまだだと私は思っています。2年ほど前でしょうか、県の補助を受けて大前にすてきなイルミネーションをやったから、私はそのイルミネーションを今年もやったらいいんじゃないかというふうに言っても、それがどこか倉庫に入っていて出せないというふうにして、せっかく県の補助を受けていいイルミネーションを購入していただいたのに、次の年にはそういうものがないというのでは、何か無駄遣いにも思えるし、またああいうものをつけてお客様を迎えよう、そういう熱意がないのがとても残念です。

ですから、私は3番目で、地域おこしの方々が10人以上も観光協会に配置されたら、そういう方を本当に専門で、重たい荷物を持った方に電車が来るたびに行く、そういったことをやるということが姫恋村がお客様を迎える温かい気持ちがあるということのアピールとか証

にもなると思うんですね。その点で、何かこうちぐはぐで、1年ぼっきりになっちゃっているのが残念ですけども、その飾りをつけるというのが歓迎になるかどうかですけども、そういった点の予算の使い方では、どなたにお答えいただいたらいいんでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

ご質問の地域おこし協力隊につきましてです。専属であそこについたらいいのではないかとということでございます。確かに先ほど村長が答弁いたしましたとおり、地域おこし協力隊というのが自分のミッションを持って勤務して、こちらの孀恋のほうにお越しになった方々です。かつその方々は3年の任期を終えた後、自分の起業を目指してこの3年間を業務遂行しているわけでございます。議員おっしゃっていたとおり、吾妻線の活性化の地域おこし協力隊を募集すればお話はまた違うのかもしれませんが、今のところ地域おこし協力隊の方々にあそこに専属について業務を行うということは、少し無理ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 私は、仮に地域おこしと言いましたけれども、私の一番言いたかったのは、あの駅を本当に年を取った方も、体の不自由な方、赤ちゃんを連れた方も安心して降りられる場所、乗れる場所にすることが目的です。それには、すごく村長の意気込みが大事です。

ですから、今後、村長は孀恋高校も守るということでやっていますけれども、そういう点で、孀恋高校生は今回、たしか14名しか入学者がなかったように思いますけれども、そういう意味で、孀恋高校を守るのと同様にやるとしたら、今後、将来的に利用者がどのくらいになるかという目安として、教育委員会の事務局長にお聞きしたいんですけども、出生数とか、孀恋高校の動向とか、もし分かりましたらお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

出生数といいますか、各学年ごとの人数をちょっとこちらのほうで押さえてありますので、お答えさせていただきます。

中学生につきましては、現在1年生から3年生が約60人台でございます。中学校につきましては、今、中学3年生が66人、中学2年生が62人、中学1年生が61人ということになっております。

それから、小学生なんですけれども、学年によって人数はまばらなんですけれども、一番少ない学年が小学校2年生で46名でございます。一番多い学年が小学校6年生で67名で、小学生につきましては約46名が少ないんですが、それから60人台となっております。

また、幼稚園、3、4、5歳児ですけれども、こちらにつきましては、今年4歳になるお子さんが47名という人数になっております。5歳児が57、6歳児が54名というふうになっておりまして、3歳児が一番少なくて39名、2歳児は46で、今年度1歳になるお子さんはまた増えまして52名というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 今の今後の子供たちの動向を見ると、全員が孺恋高校に入るとか入らないにかかわらず、吾妻高校とか渋川まで通うお子さんたちがまだこのようにいらっしゃるということでは、守らなければいけないというふうな気持ちでおります。

村長に最後に、その意気込みとして、いつも高崎支社に行くときは議員の皆さんにもついていってもらって、いろいろやりますということをおっしゃっていただいているので、私はその機会を望んでいるところなんですけれども、そのことを最後に決意を述べていただきたいんですけれども、1つ、こういうお話を聞いて、私は寂しい気がしたので報告しておきます。

万座・鹿沢口は階段が50段もあるから、とても年を取ったらあそこは歩けないって。日赤に行くのに、自分は大前駅から乗っている。大前は階段が3段だからというふうに言うお年寄りの方がいて、本当に万座・鹿沢口にエスカレーターかエレベーターか、箱型の上り下りするものを私はつけたいと思いますけれども、そういう使いやすい駅をつくるということで、村長はどれだけの勢いがあるのか。JR高崎支社に行くなら、私もついていきます。駅を守る、孺恋高校を守るというなら、村長のその意気込みをもう一度聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和元年の10月12日、台風19号が来たときに、多くの方々が、これで吾妻線の長野原からこちらは廃線かなというお話が大分ありました。真面目に本当にそういう話。しかしながら、嬭恋高校の存続並びにJR吾妻線、嬭恋までの路線、これはもちろん関連性がございます。嬭恋高校に多いときは70名が、下から通った……、下からっておかしいんですが、中之条方面から通ってきた。今、ゼロだ、ゼロ、だと思います。確認しますが、下から上がってくる子供がいない。前は中之条方面から70人が通っていたと、これもなくなっちゃったと。入学式で、何人入学式って……、今年はちょっと出られませんでした。去年も出たら、流通ビジネス科に結果的に入学式、入って挨拶してから気がついたら、聞いて確認したら、1名だったと。

やはり嬭恋高校とJR吾妻線は、リンクしていると私は思っていますし、あれだけ多くの方がいた嬭恋高校、また三原地区でございますが、やはり学校施設等がなくなったり、あるいは駅が廃線になれば、ますます三原地区の高齢化率、人口高齢化率が門貝に次いで高く、また、廃屋じゃないですか、人が住んでいない建物の40幾つあるというようなことで、誰も住んでいない建物が40幾つあるというような状況です。

そういう現実を見ますと、昔と比べて大分弱ったなと思っております。しかしながら、何とか嬭恋高校は全国募集をスケートでさせて、県にお願いをして、お願いをしたから聞いてもらったんであると思っております。それから、今度はスキー部も来るということでもあります。

また、JR吾妻線につきましては、存続をあれだけ本社まで行ってお願いして、何とか存続してもらったと。金額ベースで10億ぐらいかかったのかなとも思いますが、赤字路線にもかかわらずやってもらったというのには本当に感謝しております。

引き続き、やはり人を増やすこと、乗車数を増やすことということは常日頃言っていますし、予算化もしましたし、また議会の、伊藤さんからも以前も何回もお話しさせてもらっていますが、やはり利用者数を増やすことだと思うんですね。我々も、私も乗るようにして、やはり議員の皆さんも乗っていただくことが一番重要だと、こんなふうに思っています。

それからエレベーターの話もあって、エスカレーターじゃなくてエレベーターという話を1回話をしたんですが、費用対効果の問題もあるので、今のあるトイレのところからくっと上がるようにしたら、ボタンを押したらぎゅっと上がるのはどうだという話なんだが、費用対効果、その問題もあります。非常に重たい課題だなと思っております。

いずれにいたしましても、お願いすることはしっかりお願いしてまいりたいし、1人でも多くの方が乗れるような形を政策的にも取ってまいりたいし、また議員の皆さんとも、新し

いまた選挙で当選なされた皆さんもいらっしゃいますから、趣旨をご理解いただいて、みんなが高崎まで陳情に行くというようなスケジュールも組んでみたい、こう思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤洋子さん。

○10番（伊藤洋子君） 今、村長からそういう高崎にも行きたいということがありましたので、それに期待します。

ただ、私は情勢認識が少し甘いと思いますので、国は何せ早くに存廃を結論を出そうとしていることは間違いないから、以前にも紹介した福島の只見線、それから大井川線とか、そういうところは、自治体が積極的に県や国に声をかけて一緒に運動してきております。そういう動きも展開していかなければ、吾妻線を守ることはできないと思いますので、そのことを村長に最後に強く求めて、私の質問といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 大野克美君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、大野克美さんの一般質問を許可します。

大野克美さん。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

今回は、ここに書いてありますように農業、観光における農業実習性についての問題です。コロナ後、経済の状況は、農業、観光においては景気回復状態に確かに戻ってきているんです。ですけれども、問題としては、景気は回復しているんですけれども、人手の確保が間に合わない、これはテレビ、マスコミ、どこでもよく言っています。そして、この労働力の獲得競争が国際的になっているんですね。特に農業、観光問題については、次のようなことが発生しております。

それで、私は特にアジアの留学生との問題も四、五十年やっていますので、聞いてみたら、どんどころが原因ですかと聞くと、日本語やっている先生もいるんですけれども、多い人

は2,000人ぐらいやっていますよ。一番出てきたのは、日本に来るより欧米に行くほうがお金をたくさん得られると。これは当たっていますよね。今、ユーロも上がっていますし、ドルも上がっていますから、特にそういう問題があります。2番目で、単純労働で働くのに日本語をそんなに覚えなくてもいいんですよ、向こうの場合は。日本みたいにちょっと長くいるのにですね、非常に難しい試験を受けなくてもいい。日本よりかなり楽にできています。3番目は、これはよく国際の人権だとか、よくテレビ、マスコミでやっているけれども、国際技能研修生なんてね、国際貢献に、貢献するなんて名目はそういうふうになっているんですけども、口の悪い評論家は、これは名前がそうなのであって、単純労働のこれは現代の奴隷市場であるというぐらい厳しく言う人もいます。

それで4番目は、日本に比べて非常に働きやすいんですよ、ほかへ移ったりですね。そういう有利さもあります。そして、5番目に、働く期間が非常に日本よりも長く働いたりすることができます。

こんなことがですね、どうも彼らに聞くと上がってくるみたいです。だから、いかにこの人員獲得が特に大事で、特に婦恋の場合は、農業と観光で、これがもし人員の獲得に失敗すると、婦恋村が本当に存在できるか、みんなが生活できるか、みんなが駄目になっちゃうか、非常に大きな問題を抱えています。そういう意味で一応質問しているので、この辺について、村長はまずどういうふうに考えるか述べてください。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大野克美さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

現在、日本は外国人技能実習生を含む外国人を選ぶ国から、外国人に選ばれる国へと変遷し、人員の確保は厳しい状況となっております。この状況は本村にあっても同様であると思われま。インターネットなどからの情報によれば、技能実習生の母国における賃金水準の上昇、上位送り出し国の最低賃金の上昇率の高さ、労働環境についてのSNSでの情報拡散などが選ばれなくなる3つの理由と言われております。中でもSNSでの情報拡散力はすさまじく、ブラック企業などの情報は瞬く間に拡散され、風評被害とも言うべき日本全体のイメージダウンにつながっていくとも言われております。

他方、外国人材に選ばれる国になるために打つべき施策として、送り出し国をより貧しい

国に切り替えていこうという考え方もありますが、どこの国を送り出し国に変えようとも、その国が経済発展を遂げていけば、日本はいずれ取捨選択される側へと変化していくものと考えられます。長期的に重要なのは、経済格差を利用して外国人材を確保するという視点だけではなく、どの国の人材であっても、働きたいと思える組織体制を構築することだと言われております。また、外国人との信頼関係を深化させることも一つの方法と言われており、給与、福利厚生、労働環境など目に見える条件と、職場の雰囲気や人間関係など目に見えない条件の2つの軸で考える必要があります。職場に笑顔を増やし、よい雰囲気づくりに努めるなど、目に見えない条件の改善から着手することが推奨されております。

具体的に本村の状況に置き換えてみれば、来日している技能実習生や特定技能資格を有する外国人を対象に村としての歓迎、または感謝の意を表する催しとして、歓迎会、あるいは送別会などの実施により、他地域との差別化を図るなどの企画が必要であると考えます。

現在、国では特定技能2号に農業、宿泊、外食業等を追加することと、技能実習制度の発展的解消を閣議決定したところであります。今後においても国や県の方向性を注視しつつ、本村独自の取組について検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

大野克美さん。

○12番（大野克美君） 再質問で、特に私が留学生とかいろいろ話していると、2番目の日本にいるため、2年、3年、4年と長くいるためには、ある日本語の試験があるんですけども、それを通らなきゃいけない。それで、この日本語、私から見ると非常に日本人でも結構難しいんですよ。働いていて、それでなおかつ日本語を勉強して取らなきゃいけないということで、彼らは非常にみんな苦勞しています。それで大体ね、通るのは中国人。中国人は漢字ができるから、割と通りやすいんです。ところが、特にインドネシアとかね、片仮名でやっているミャンマー、ラオス、カンボジアとか、ああいうところは漢字を覚えるというのが非常に大変なんです。ですから、私とか村長にアラビア語をね、ちょっとマスターしてくれって言ったって、言葉が大変ですよ。それで特にキャベツとかですね、うちはホテルをやっていますけれども、それほど高度な言葉って必要じゃないんですよ。

ですから、日本語を何ていうんですか、ある程度、簡単にいえばね、もうちょっと易くして、それで100人受けて数人しか受からないような問題じゃなくて、そういうことをして

もらいたい。でも、これは法律の壁がありますので、なかなか難しい問題だとは思っていますけれども。

そこで、この問題に対してどういうふうにやったらいいか……、

○議長（佐藤鈴江君） 大野委員、質問の要点をまとめてお願いします。

○12番（大野克美君） 村長、どう考えるか、日本語の問題に関してね、今、私が言ったことに対して。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 東南アジアの皆さんの外国語の話が出ましたが、現在、孺恋村では、今もう、先ほども話しましたが、技能実習生から特定技能、特に今度は2号、ここに農業も入りましたですね、閣議決定しましたですね、毎日新聞に出ていますね。ということで、これから技能実習生という言葉はなくなります。特定技能に変わります。

そして日本は現在、約6,800万人近くが労働人口と言われてはいますが、労働人口が間違いなく減ってくるんですよ。労働力が足りないんですよ、人口減少に依りまして。日本の産業界も、労働力をいかに確保するかということは、産業界全体、農業も含めまして、我が村のキャベツ農家にとってもです。

日本語、特定技能になってきています。それから、大きな流れを見ると、大野議員のおっしゃるとおり、もとは中国の方がほとんどだった。今、中国いません。給料は多くなるし。それと、条件が、元のほうが強くなって、円が安いと、こういう状況もあります。したがって、何も日本に行って円を稼ぐ必要はないという状況も生まれつつある。

同じことがベトナムに今度は増えてきている。ベトナムもそうなんですね、給料も上がってきていると。

したがって、もう少し、日本に来たほうがいい、円でもらっていいよというところはカンボジア、あるいはインドネシア等が増えてきていると、こういう状況が来て、この連鎖で来ていますけれども、日本政府としても、日本の国家としても労働力人口が減ってきているので、必ずしも農業実習生がなくなって特定技能2号、まずこれだと思う。特定技能1号については、これはもう家族を連れてきてもいいですよということでございますので。特定技能1号はまだ少ないんですけども、現在の孺恋村の技能実習生、約180名。現在の孺恋の特定技能2号、これがやはり180名、両方合わせて360名ぐらい。特定技能に今、変わりつつある状況であります。

しかしながら、今後は、日本語学校の話が出ましたけれども、日本語学校につきましては、担当課、交流推進課のほうで既に日本語学校で勉強していただいている外国人、しておりますので、実態、どんな状況かを担当課長から説明させますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） 大野議員の質問というかですね、現状の今実施しております日本語教室の現状についてお話しさせていただきます。

4月初めから毎週水曜日、日本語教室ということで始めておりまして、現在10か国の26人が今、教室で勉強しております。講師のほうも今7人体制で行っておりまして、やはり現状、農家の方の実習生は呼んでおりませんので、実習生につきましては、管理団体で日本語の勉強をするということで、孀恋にお嫁に来たですとか、あとはホテル関係が現状の状況なんですけれども、まずはその職場でだけのみならず、そういった場所にですね、交流センターでやっておるんですが、そこで集まっているいろんな国の人と会話ができたりコミュニケーションが図れたり、そういう孀恋で働くことの喜びですとか、そういったことにも現状つながっておると思います。

それで、今後、交流会ですとかイベントなんかも予定しておりますので、このまま引き続き続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 大野克美さん。

○12番（大野克美君） ぜひこの日本語を学ぶ人たちが増えてほしい、来てね。それで、なるだけ、私はよく持論で言っているんですけれども、そういう人たちが孀恋村に来て結婚してね、来てくれると、非常にみんな人もいいし、頭のいい子たちが外国から来る人たちは多いんで、非常に村のところでも役に立つと思います。ちょっとこんなところでは悪いかも分からないけれども、うちの従業員さんもベトナムの子と結婚して、それでついこの間生まれたのかな。とってもいい子ですよ。それで、私心配したのは、国籍が前みたいにね、10幾つぐらいはまでは外国人で、それから選ぶかなと思ったら、孀恋の場合はどうなってるって聞いたら、ちゃんと日本人として入れてくれて、ちゃんと全て日本人と同じように扱ってくれてると言ってくれたんで、私はそれは非常に感謝しています。

言葉の問題は、今言ったように非常に大きな障害になっているので、今、村長のほうは特

定2号で随分楽になったと言っていますけれども、この特定2号という制度は、ほかのヨーロッパとかそういうところと比べると全然駄目……、駄目というか不十分ですよ。だから、特定2号にしたぐらいだとね、それでここに居着くかといったら、それは簡単に居着かない。その賃金も出ましたけれどもね。

あと、日本だと、特定2号になっていると、今、3年ぐらいからかな、できていて、5年ぐらいかかる。でもヨーロッパ、ほかのところだともっと全然早くできちゃいます。ですから、この日本語という問題をこれからちょっと陳情しなきゃいけないんですけども、ぜひ村長も一緒に行って、後で陳情へ行くことを私まとめますので、一緒に行って、この特定2号は一步前進なんだけれども、かなり不十分な点が多いよということをちゃんと示してほしいんですよ。

それで、しかもあともう一つ不十分なのは、期間の問題なん。例えば婦恋だとキャベツをやって、7月……、10月ぐらいで終わるじゃないですか。そうするとまたほかへ移ったりしたりして、その間、駄目なんですけれども、彼らはね、日本に来る前に40万円、50万円とか家の親戚からお金を借りていて、それで日本に来ているわけですよ。ですから、長くいてくれないと、そのお金を取り戻せない。ですから、6か月後に帰っちゃったらね、自分が40万円、50万円、家族から借金しているのに返せないんで、みんなどこかへ逃げちゃうんですよ。それで、その逃げた人たちが今言ったようにルフィーじゃないけれども、犯罪を起こしたりね、そういういろいろな今……

○議長（佐藤鈴江君） 大野さん、質問の要点は。

○12番（大野克美君） 質問の要点は、だから、この日本語と、もう一つ、期間をもうちょっと簡単に長くできる、そしてあともう一つは転職。例えば婦恋村で農業をやって終わったらね、九州かどこかのほうまで行って農業をやるんじゃないくて、じゃホテルに行くとか、スキー場に行けるとか、あるいはホテルでやる。そういうふうに働けるようなことを陳情しなきゃいけない。だから、こういう声を上げないといけないんで、ぜひこの議会を終えたら、農林課長とか、あるいは法に関係することですから、住民課長とか、婦恋村はやはり長くいてくれるためにそういうね、日本語をもうちょっと易しくしてほしいとか、もうちょっとほかの例えばホテルをやったら違うところで働けるように、ヨーロッパ並みにしてほしいとか、そういうことを陳情するようにぜひしていただきたいと思っているので。

私も課長たちと話しして文書を作りますので、陳情に行くとき、ぜひ一緒に行ってくださいということをお願いしたいんです。それで、できるだけ私は早いほうがいいと思っている。

その理由は何かという、7月に知事選とか、これから衆議員選がありますから、大体法律というのはあるけれども、陳情とかそういう声がかい人がいたり、数が多いと、法律というのは変えられるものなんですね、自然と変わってきます。ですから、機会を逃がさずに、ぜひこういう衆議員選とか知事選があるときになるだけ文書を書いてね、嬭恋はこういう問題で、期間の問題で困っています、日本語の問題で困っていますとか、そういうことを並べて、それを陳情に行くんですよ。だから、そのとき一緒にぜひね、課長でもいいし、あるいは村長もね、もちろん一緒に行ったりしてもらって、そういうことをやってもらいたい。そういう決意があるかどうかちょっと聞きたいんで、村長、どうだい。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 嬭恋の第1次産業、キャベツ農家にとっては、特定技能並びに技能実習生、絶対に必要です。以前は、コロナの前は、歓迎会をやったり、送別会やったり、警察の生活安全課長もお招きしたりして、みんなで月一で会合したりして、ルールは守りましょうねというような懇親も深めてきた経緯がありますが、コロナになってからはそういう行事がなかったという経緯もございます。

しかしながら、来る形態がですね、ミャンマーの方が62名来たんですけども、地元でクーデターが起きたんで帰れなくなっちゃった。その皆さんどうしたかといったら、村営住宅は普通、低所得者の人、一定のルールがあって、そういう人じゃないと入れないんですが、それを国土交通省、群馬県の建築課にもお願いして、何とか入れてくれということで、62名をそこへ入れさせてもらったりした経緯もございました。彼らは帰れる国が、帰れなくなっちゃったわけですから。延長して村内にいて。特にその方々は農協の関係で来ていた方ばかりでございますので、何とかその施設、嬭恋高校のあの寮も借りたりして、きれいにして、嬭恋高校にもお世話になっていた人々が、今、それが特定技能になってきている方もいらっしゃる。ただ、大野議員のおっしゃる特定技能の2が最終目標じゃない、特定技能1が多くなるとヨーロッパ並みと、私はこういう認識も持っておりますので、技能実習というのはもうなくなりますから。なくなりますから、やはり労働力確保、嬭恋の第1次産業を守るための労働力の確保、あるいは観光産業を守るための労働力の確保、この対策はしっかりお願いすべきところはお願いしていく必要があるだろうなと思っています。

どういふところにどういふお願いをしたらいいのかについては、頭の中で漠然とありますけれども、しかるべきところをしっかりと確認しながら、農業研修生であるなら関東農政局な

のか、農林水産省なのか、あるいは外務省なのか、そういうこともよく確認して、あるいは入国管理の関係があれば法務省なのか、あそこは入国管理局もありますので。そういうことをしっかり確認しながら、必要に応じて議会の皆さんとも、必要なら委員会の皆さんともスクラムを組んでお願いするべき時機があればしたい。県のほうへは農政部に行ったらいいのか、あるいは総務に行ったらいいのか、県のほうも確認して、内容をしっかり詰めた形で、お願いすべきときはお願いしていけたらと、こう思っていますので、ぜひともその節はよろしく申し上げます。

大野議員は、私が陳情を作ってもいいということでございますので、たたき台もぜひとも考えて、こういうところへ行ったらこういう効果があるよまで、こちらとしてもご指導いただきながら、一緒に進められたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 大野克美さん。

○12番（大野克美君） 最後なんですけれども、村長も行ってくれるという決意があるので、ぜひですね、ある程度、私たちが課長なんかと話して、文書を作りますので、なるだけ早い時期に行くようにしたい。

それと、最後に農林課長、お願いなんですけれども、陳情して変えるものとね、やはり私たちがヨーロッパとか欧米とか、あるいは韓国とか比べてね、ちょっと劣っているなど思うのは、受け入れるときの部屋なんですよ、留学生、実習生さんとか研修生ね。それを多少ね、ある程度よくしてあげるとか、そういうことも必要かと思うの。だから、こちら側も努力しないといけない分野があるんですよ。

ですから、それを理解してもらうためには、農家の人たちもぜひね、労働力が必要であるならば、農家の人たちも努力する。それで、私たちのホテルもそうです。だから、もうかなり空いている部屋を全部潰して、1人1部屋で全部シャワーをつけたりしてね、結構努力しているんですよ。それで獲得できるんで。陳情してできることと、私たちが努力しなきゃいけないことがあるんで、農林課長は、関係している農家の人たちにも労働力の人たちがいなくなっちゃうと困るんだから、こういうことだけはやはりある程度、努力、今後していく可能性があるよということをね、大変だと思う、農家さんも。だけれども、それをしていけないと、人材獲得はできないから。その辺もまとめてやってほしい。それはお願いです。

それがまとまったら、ぜひね、日にちを決めて、できたら選挙前に文書を作って陳情に行く。そういうことをぜひお願いして、終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で大野克美さんの一般質問を終わります。

◇ 石 野 時 久 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、石野時久さんの一般質問を許可します。

石野時久さん。

〔6番 石野時久君登壇〕

○6番（石野時久君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

午前中の土屋幸雄議員とほぼ重複するかと思えますけれども、ちょっと違う面もあるかと思えますので、質問をさせていただきます。

農作物のコスト上昇に対する村の考え方、販売価格の転嫁、その上昇分の販売価格への転嫁ということで質問をさせていただきます。

現在、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。コロナ禍に続き、円安とロシアによるウクライナ侵攻の影響で、農業生産における肥料や農薬、資材の価格が軒並み高騰しています。一般食料品や生活用品、そしてエネルギー関連等は、コスト上昇を理由に待ったなしに値上げが続いています。

しかしながら、農産物においては、コスト上昇分が販売価格に反映されていないのが現実であり、大きな課題であります。物価高で冷え込む消費や小売りの販売競争もあり、生産者の所得確保は大変難しいところでありますが、食料安保に欠かせない持続可能な農業生産には、適正な価格形成の実現が不可欠であり、消費者の理解と国の後押しが求められるところであります。

2022年4月に農林水産大臣名で販売業関係など229団体に対し、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格のさらなる上昇が懸念される中、労務費や原材料、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することは重要であるとして、取引価格にコストの上昇分を反映されるよう協力を求める要請を行ったというところですが、現状は全く実現に向かう気配もないところであります。

嬭恋村の主産業である農業は、皆さんご承知のとおり、夏秋キャベツの生産日本一の大産地であります。コストの上昇分の販売価格への転嫁は、産地維持に必要不可欠なことだと考えます。

そこで、村としても危機感を持ち、持続可能な農業生産、そして大産地維持のために農産物の適正価格の必要性を広く発信していくべきと考えますが、村長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 石野時久さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 石野議員の質問にお答えをさせていただきます。

石野議員の述べられましたとおり、生産資材価格の高騰、物流業界における2024問題など、本村の基幹産業である農業を取り巻く状況の厳しさを実感しているところでございます。キャベツ農家にあっても、今年の販売価格によっては廃業を考えざるを得ない方が多数現れるのではないかと心配される方もおられるようでございます。

昔から価格の優等生と言われ続けた卵につきましても、肥料、餌代の高騰や鳥インフルエンザによる採卵鶏の減少などにより、今までに類を見ないような高値で取引をされており、安いにこしたことはないけれども、これが適正価格でしょう、これまで安過ぎたんだよねなどとささやかれ、もはや優等生ではいられなくなっております。

国にあっては、食料・農業・農村基本法の見直しの目玉政策として、適正な価格形成を掲げ、価格を市場に委ねてきた現行の基本法から一転、価格形成の在り方に踏み込み、適正化に向けた法制化を進めるとの報道がなされており、法案の成立が期待されておるところでございます。農産物を再び生産できる価格、再生産価格で買ってもらえなければ、農家はもちません。農産物をはじめとする食品は、私たちの生命の礎であり、作る人がいなければ、生きていくことはできません。買い、支える人がいなければ作る人は減ってしまいます。農家と消費者はお互いを支え合う運命共同体であり、一人一人が自分事として農業と食卓の関係の在り方を考える時期に来ていると考えます。

石野議員の述べられるとおり、持続可能な農業生産、50年以上続く大産地孺恋村の維持発展させ続けるためにも、農産物の適正価格形成の必要性を強く発信していくべき検討を進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

石野時久さん。

○6番（石野時久君） 取り組んでいただけるということで、大変ありがとうございます。

今年の2月、愛知県は、農産物などの適正な価格転嫁促進へ、県をはじめ中部経済産業局、また、東海農政局など、13機関や団体と共同宣言を発したということなんですけれども、私とすると、この一大産地である嬭恋から、群馬県としては、嬭恋から県へ向かって発信していただきたい。ぜひその辺を実現していただきたいなと思います。

そして、土屋議員からもありましたけれども、肥料の値上げ分については、国、県、村で9割補助があるということなんですけれども、嬭恋農協の通常使っている10キロ段ボールがあるんですけれども、その価格が予約分で9円、1ケース、トウヨ分と言って、間に合わなくて急に頼んだ分については1ケース12円の値上げです。これ10万ケース切ったら幾らになりますかということで、肥料だけではないんですよ。だから、この辺が非常に農家に対しては大きな負担になると思います。

そういったことで、そういうのをいろいろ踏まえて、ぜひコスト上昇分の価格転嫁の必要性を強く発信していただきたいと思います。そういうお願いで、以上で終わります。

- 議長（佐藤鈴江君） 答弁はよろしいですか。
- 6番（石野時久君） よろしいです。
- 議長（佐藤鈴江君） 以上で石野時久さんの一般質問を終わります。

◇ 下 谷 彰 一 君

- 議長（佐藤鈴江君） 続いて、下谷彰一さんの一般質問を許可します。
下谷彰一さん。

〔4番 下谷彰一君登壇〕

- 4番（下谷彰一君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、私は、嬭恋村総合計画と嬭恋村総合戦略について質問させていただきます。

第6次嬭恋村総合計画は、村の将来像である「高原に抱かれた美しい希望の里 嬭恋村」のその実現を図るため、温もりに包まれた福祉の村づくり、安定感の中にも先進性のある産業の村づくり、誰もが高いレベルで学べる教育の村づくりなど、6つの基本目標とそれらを実現するため27の施策によって構成がされています。この計画は、2020年から2029年までの10年間の基本構想と2024年までの前期基本計画として策定がされています。

総合計画は、嬭恋村が策定する全ての計画の基本となるもので、村の最上位、一番上の計

画に位置づけられているものでございます。そのため村民全体で共有する村の将来目標や施策を示して、全ての村民や事業者、そして行政が行動するための基本的な指針となるものでございます。また、嬭恋村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2020年から2024年までの5か年間の計画で、人口減少や東京一極集中、少子化、超高齢化社会などの課題に対応するため、総合戦略では、しごとづくり、新しいひとの流れ、結婚・出産・子育て、またまちづくりの4つの基本目標を定めて、それらに関する施策や事業を推進し、人口減少対策などに取り組んでいくため策定がされています。

そのため総合計画の人口減少対策や地方創生などにつながる計画や事業などの達成状況を中間と最終の2回に分けて数値目標で示す形で総合戦略は組み立てられています。

現在、総合計画は2025年から後期基本計画のための見直しと、総合戦略は第3期の新たな策定のための取組がされています。総合計画は、今までにも後期計画の見直しがされてきています。しかし、今回は後期計画策定のために再度、村民からアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、村民から選ばれた有識者や役場職員などで後期計画へ移行するための取組がされています。現在の嬭恋村が抱える問題点や今後の課題を共有し、未来へ進もうとするものであり、私は、今回の見直しの方策は多くの村民の考え方が総合計画に反映されるものであり、高く評価をしております。

また、第6次総合計画からは、地方自治法の一部改正により、基本構想に対する議会の議決が不要となりました。しかし、総合計画は全ての計画の最上位計画に位置づけられていることから、地方自治法第96条2項の規定により、自治体の自主的判断で、議会の議決を経て策定することも可能としております。

そこで、まず嬭恋村総合計画について、何点か質問させていただきます。

まず最初に、今回から基本構想の議会の議決が不要となりました。しかし、吾妻郡内でも自治法の規定により項目に総合計画を新たに加えて、総合計画を追加して議決した自治体も実際にございます。本村はなぜ議会の議決を要しないと判断をしたのか。これは前のことですので、分かる範囲でございますので、分かりましたら、その理由をお聞かせください。

次に、現在の第6次総合計画の策定に当たって、当然、その前の第5次総合計画の実施結果を評価してのものだと思います。第5次の実施結果をどう評価したのかお尋ねいたします。

群馬県は、新・県総合計画に興味を持ってもらうため、計画の理念を盛り込んだ漫画を作成し、新総合計画のホームページで公開をしています。そこで、本村は村民アンケートや有識者の意見などを反映させた後期総合計画をどのようにして村民の皆様へPRをしていく考

えなのかお伺いたします。

総合計画は、村政運営の指針となる重要な計画です。しかし、職員の中には、計画自体を知らない方も多くいます。幾らすばらしい計画でも、活用や利用がされなければ全く意味がありません。今後、村民や職員にどのように周知し活用してもらう考えなのか、考え方をお聞かせください。

現在、これは5月、6月各1回ずつだということですが、嬭恋村の理想の将来像編ということで参加者の募集を行い、対話を通じて方針を固めていくため、セッションが行われています。後期総合計画は2025年からスタートしますが、今後どのようなスケジュールでこの計画を策定していくのか伺います。

なお、最後に今回の取組はコンサルによるものなのか、あるいは役場独自のものなのかも併せてお伺いたします。

次に、第2期まち・ひと・しごと総合戦略についてですが、第2期総合戦略では、しごとづくり、新しいひとの流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりの4つの基本目標に関する施策や事業を推進し、人口減少対策に取り組んでいるところであります。また、計画の進捗管理は、嬭恋村総合戦略評価委員会ですら毎年実施し、必要に応じて戦略の見直しを行うこととしています。

そこで、総合戦略について何点かお伺いたします。

第1期総合戦略は、総合計画に実施年度を合わせるため、2019までの4年間の実施期間でした。そのため4年間の到達数値目標には至らなかった事業がたくさんあったと思いますが、事業ごとに基準値と目標値を設定し、取り組んできた結果をどのように評価しているのか伺います。

厚生労働省が発表した2022年の群馬県の合計特殊出生率は1.32人で、7年連続して減少しています。嬭恋村は、最終年の2024年の目標を1.97人としているが、これは実現可能な数字だと考えておられるのかどうか、考え方をお聞かせください。

また、2022年に県内で生まれた赤ちゃんの出生率も、前年比547人減の1万687人で、統計が残る1907年以降で最も少なくなっています。これらの現状を勘案し、第3期の総合戦略はどのような取組を考えているのか、考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

第2期総合戦略の人口の将来展望を見ると、2020年の嬭恋村は人口9,293人としています。それが第3期戦略がスタートする2025年には8,776人になり、第7次総合計画がスタートする2030年の人口は8,249人で、2020年の10年前と比べて1,044人減少するというござ

います。そのため第2期総合戦略では、人口減少対策で自然増減分や社会増減の目標を設定するよりも、今いる住民にとって住み心地がよく、子供や孫が戻ってきたくなるような、そういうまちづくりを進めていくことも重要だとしています。人口が減少していく中で地方創生をどう進めていくのか、お考えがありましたらご答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 下谷彰一さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷彰一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

村の総合計画及び総合戦略に関するご質問でございました。

まず、総合計画の基本部分でございます基本構想につきましては、以前は議会の議決を経て定めることが義務づけられておりました。しかし、平成23年8月の地方自治法の一部改正により、基本構想の策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。計画の策定に当たりましては、社会・経済環境等の変化に応じて柔軟に見直しのできる計画とするため、私の責任の下、議会を経ずに令和2年3月の議会全員協議会にてご説明し、賛同を賜り、策定いたしました。

また、今後も後期基本計画の策定におきましても、全員協議会でご説明し、ご意見を賜りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次のご質問にお答えをいたします。

第5次嬭恋村総合計画の実施結果の評価につきましては、各主要施策ごとに達成度評価やSWOT、いわゆるスウォット分析を行い、内部環境、外部環境の両面から現状を客観的分析することにより、今後の取組方針を決定し、第6次嬭恋村総合計画の策定に反映いたしました。

第3点目、次に、後期基本計画の村民へのPR方法でございますが、第6次嬭恋村総合計画のアップデートは、総合計画への村民意識の把握、参画による共感の意識を醸成するため、基本目標に精通する村民有識者や村民参加者が職員と共に嬭恋ビレッジシップス、英語と片仮名でございますが、嬭恋ビレッジシップスとして活動することにより、村民周知も図られていると考えております。

後期基本計画のPRは、策定の段階から、引き続き嬭恋村未来通信により、絵や写真を主体とした分かりやすい紙面等によりPRを行っていきたくと考えております。

続きまして、村民、職員への周知、活用についてでございますが、嬭恋村総合計画は、嬭恋村における全ての計画の最上位となる計画であり、村づくりの基本となる行政計画であると認識しております。職員においては、事務事業評価において、毎年の予算や実績額、総合計画の成果指標の達成状況を確認することにより、事業の費用対効果を検証し、次年度予算の編成に活用しているとともに、令和3年度からは職員有志約35名により、嬭恋ビレッジシップスとして活動し、村民の皆さんと協働して村づくりを進めるため、総合計画を村の最上位計画として意識づけるために職員の意識の醸成を図っております。

また、村民の皆様には、総合計画の直接的活用機会はございませんが、計画策定プロセスに直接参加していただいていることにより、意見や提案を行政に直接提示して計画に反映させることができると考えております。

続きまして、後期基本計画策定の今後のスケジュールであります。昨年度は、村民有識者の皆さんと6つの基本目標における取り巻く要因と重点ポイントを整理し、各基本目標での事業や活動のアイデアを出し合いました。

今年度は村民の皆さんと嬭恋村の理想の将来像を考え、新たな基本目標づくりを目指し、今後、改定する予定の総合戦略に合わせた形で後期基本計画を策定していきたいと考えております。

来年度以降は、その理想の姿をホームページや村政要覧等に可視化し、村内外に発信していくとともに、村内外の企業や大学、活動人口、関係人口を巻き込みながら推進していきたいと考えています。

また、今回の取組は村のコンサルティング会社への委託によるものでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

下谷彰一さん。

○4番（下谷彰一君） 答弁ありがとうございます。

私は今回、地方自治法の規定によって、村が議会の議決を要しないというふうに決めたのは、今、未来創造課のほうで取り組んでいる、村長さんからもご答弁がありましたけれども、未来塾、これをやるために、かえって議会の基本目標、基本構想、この議決が邪魔になるのではないかと、そういうふうに思っております。ご承知のように総合計画は3点で構成がされています、基本目標、基本計画、実施計画。この中で一番上にあるのが基本構想なんですね。

この基本構想は10年間の構想でございますから、これを議会の皆さんに議決をしていただくと、これをなかなか変更することが難しい。ところが、今回は基本構想の議決自体がなくなるわけですから、非常に自由に、あるいは後期なら後期で新しく構想を見つけて、逆に5年間の構想でやっていける、そういうためのものではないかなということで、この質問を入れさせてもらいました。

村長さんもいろいろお話をいただきましたけれども、この未来塾、とてもよくできていると思います。それでまた、この中にいらっしゃる方の写真が出ていまして、この方々は、婦恋村でもかなりいろんな面で活躍をされている方ばかり。さぞかしい構想ができる、また、今までの前期を反省するにしても、かなりのいい意見が出る、これをまた後期に生かすことができるのであれば、後期がとてすばらしい計画になるんだ、そういうふうに思って、どうして婦恋村は基本構想の議決をしなかったんですかという質問をしたときに、そういうつもりで、そういう思いで実はこれを書きました。

この後、現在、5月、6月で今のまた取組をしておりますけれども、総合計画はこれからの計画ですけれども、先ほど来申し上げているように、婦恋村の中で一番最上位にある計画でございます。この計画は、福祉や、あるいはいろんな問題のものの計画の一番大本になる、根っこになる計画が総合計画です。この計画を村民の手でつくり上げる、ここに一番大きな意味があるんだというふうに思います。

もちろんご答弁をいただいたように、じゃ村民だけでなくコンサルもということで、村長のほうからコンサルも入っていますということで。それはそれでいいんです。ただ、コンサルがかえって入ってしまうと、金太郎あめのように、例えば富士山が浅間山になったり、利根川が吾妻川になったり、実際に切ってみたら、ただ名前とかあれが変わるだけで、群馬県中同じ総合計画ができちゃうんですね。ところが、今回はまた新たにその中で未来創造課のほうで、もう一度、今度新しくつくり直そうという考え方もあって、村民の皆さんからアンケートを取りました。それで有識者から、またその村でも前期の反省も含めて、また、後期に生かせる、そういう話合いを持って、今があります。

これから今年は今後は未来像をまたやっていくということでございますので、ぜひ総合計画の後期計画、これについては本当に村民のためになる、そして、村民が大切にできる、後期、いい計画ができたなどと言われるような、そういう計画にしていきたい。

いろいろ質問はありますけれども、まだ後期計画はこれからつくる計画です。ぜひそれを村長さん、あるいは未来創造課長さんをお願いをして、答弁は結構でございますので、ぜひ

すばらしい計画をつくっていただくことをお願いして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で下谷彰一さんの一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年第3回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署 名 議 員 伊東 正吾

署 名 議 員 下谷 彰一